

第3次
新潟市
男女共同参画
行動計画

平成28年度～平成32年度





はじめに

少子・超高齢化の一層の進行と人口減少社会の到来、働き方の二極化やライフスタイルの多様化など、私達をとりまく社会環境は大きく変化しています。そうした社会の変化に対応し、誰もが安心していきいきと暮らすことができる社会をつくるためには、男女が互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現がますます重要であると考えています。

本市では、これまで「新潟市男女共同参画推進条例」の理念のもと、2次にわたって「男女共同参画行動計画」を策定して、男女共同参画の推進に取り組んでまいりましたが、多様な生き方を阻害する固定的な性別役割分担意識など、依然として多くの課題が残されています。

このたび、これまでの施策の成果と課題をふまえ、「第3次新潟市男女共同参画行動計画」を策定いたしました。

本計画は、女性の社会参画やワーク・ライフ・バランスの推進、女性に対する暴力の根絶などの取組みに加えて、男女共同参画に関する男性の理解の促進や、東日本大震災などにより顕在化した防災における男女共同参画の推進などの新たな視点も盛り込んだ内容となっています。

今後、本計画を着実に推進していくとともに、男女共同参画社会実現に向けた取組みがさらに広がるよう、市民の皆さまや事業者の皆さまと連携、協働を進めてまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました新潟市男女共同参画審議会委員の皆さまをはじめ、多くの貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さまに心より感謝申し上げます。

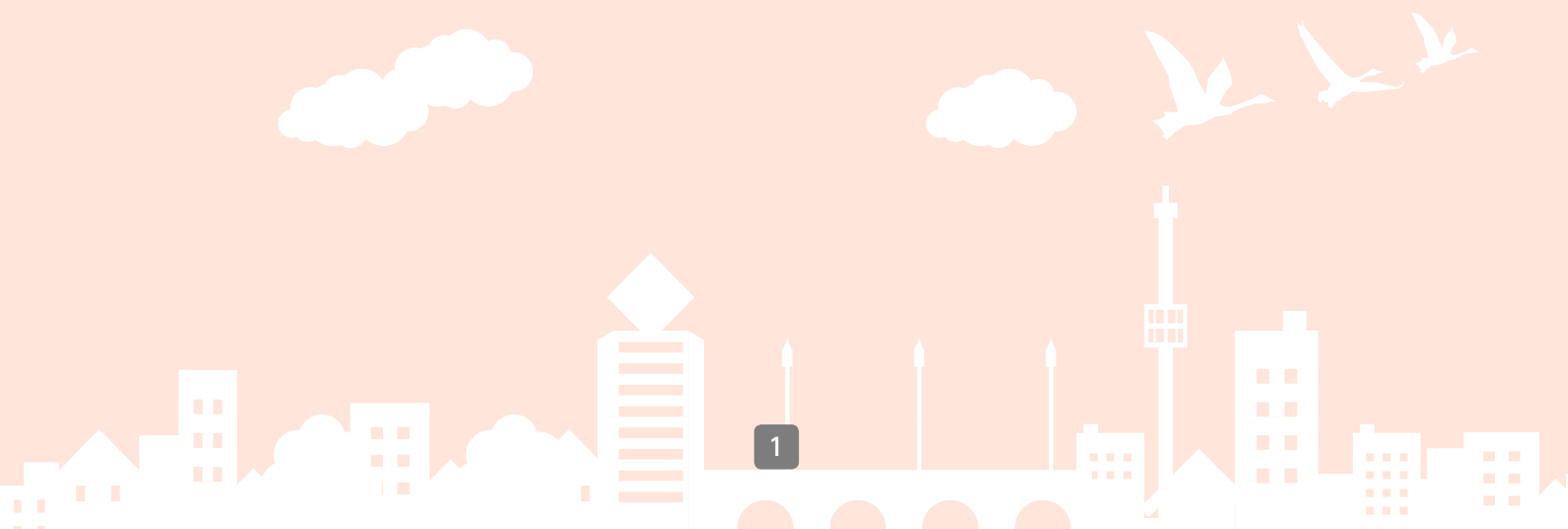
平成28年3月

新潟市長 篠田 昭

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の経緯	2
2 計画策定の背景	2
3 新潟市の現状と課題	5
<hr/>	
第2章 計画の基本的な考え方	11
1 計画の目的	12
2 計画の位置づけ	12
3 計画期間	12
4 基本理念	12
5 計画の目標	13
6 施策の体系	14
<hr/>	
第3章 施策の内容	17
目標1 男女の人権の尊重と男女共同参画への理解促進	18
目標2 政策・方針決定の場への女性の参画促進	23
目標3 働く場における男女共同参画の推進	27
目標4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	31
目標5 性に関する理解と生涯にわたる健康の確保	36
目標6 女性に対する暴力の根絶	39
<hr/>	
第4章 新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画	41
1 計画の位置づけ	42
2 計画期間	42
3 DVの現状	42
4 計画の基本的な方向性	44
5 施策の内容	45
<hr/>	
第5章 計画の推進	57
1 計画の進行管理	58
2 推進体制の充実・強化	58
指標一覧	60
<hr/>	
参考資料	61

第1章

計画の策定にあたって



第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

新潟市では、昭和63年(1988年)に市民との協働により「新潟市女性行動計画」を策定し、平成13年(2001年)には「新潟市男女共同参画行動計画」(以下「行動計画」という。)を策定して、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

また、平成17年(2005年)には男女共同参画推進の基本的な理念と責務を明らかにした「新潟市男女共同参画推進条例」を制定し、市民一人ひとりが尊重され、男女がともにあらゆる分野に参画し、自分らしく生きることができるとのまちをめざして施策に取り組んできました。

平成23年(2011年)3月には、同条例に基づく「第2次新潟市男女共同参画行動計画」を策定しました。特に重大な人権侵害である配偶者等からの暴力への対応を強化するために「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」を同計画に包含し、条例の理念のもとに施策を総合的に推進してきました。

第2次行動計画が平成28年(2016年)3月で計画期間を終了することから、同計画の成果や課題、社会状況の変化等を踏まえ施策の更なる推進を図るため、「新潟市男女共同参画推進条例」に基づく「第3次新潟市男女共同参画行動計画」を策定することとしました。

2 計画策定の背景

(1) 国際的な動き

我が国の男女共同参画は、国連の女性の地位向上に関する運動と連動して進んできました。

昭和50年(1975年)、国連はこの年を「国際婦人年」とし、メキシコシティで第1回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。

昭和54年(1979年)、国連総会において、女性に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択され、日本は昭和60年(1985年)に批准しました。

平成7年(1995年)、北京で開催された第4回世界女性会議において、21世紀に向けた女性の地位向上のための世界ビジョンである「北京行動綱領」が採択されました。

平成21年(2009年)には、女子差別撤廃条約に基づき、我が国の男女平等に向けた取組に対する女子差別撤廃委員会の最終見解が公表されました。この最終見解では、固定的な性別役割

分担意識の解消、男女の賃金格差の是正、女性に対する暴力に関する取組の強化など、女性差別解消に向けた更なる取組の必要性が指摘されています。

平成22年(2010年)には、北京宣言及び行動綱領の採択から15年にあたることを記念し、国連本部で「国連『北京+15』記念会合」が開催され、「北京行動綱領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化の宣言等が採択されました。

平成27年(2015年)には、国連本部で開催された「第59回国連婦人の地位委員会」において、「国連『北京+20』記念会合」として、これまでの取組状況に関する評価が行われました。

(2) 国内の社会経済情勢の変化

近年の社会状況としては、少子・超高齢化の進展による日本の総人口や労働力人口の減少、未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加などが見られます。地域社会では、人間関係の希薄化も指摘されています。

就労の場では、従来、女性に多かった非正規雇用が、若年層を中心に男性でも増加しており、雇用不安の問題や正規雇用との格差などから経済的に不安定な状態に陥る人の増加につながるおそれが出ています。特に女性は、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として生活上の困難に陥りやすく、このような状況が、更なる少子化の助長や貧困等の次世代への連鎖を引き起こすことなどについても懸念されています。

(3) 男女共同参画に関する国の動向

国においては、男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置付け、平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画基本計画」を策定しました。平成17年(2005年)にはこれを改定して「男女共同参画基本計画(第2次)」を、平成22年(2010年)には「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、次のような取組を進めてきました。

① さまざまな分野における女性の活躍促進

女性の政策・方針決定過程への参画を促進するため、男女共同参画基本計画(第2次)では、「2020年までにあらゆる分野における指導的地位に占める女性の割合が、少なくとも30%程度」となるよう目標を設定して取組を進めています。また、平成20年(2008年)には「女性の参画加速プログラム」を策定し、仕事と生活の調和の実現、女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実、意識改革を一体として進めるとともに、女性の参画が進んでいない分野について重点的な取組を進めることとしています。

雇用の分野では、平成18年(2006年)に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)が改正され、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化など、雇用環境の整備が進められています。また、平成19年(2007年)には、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が改正され、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保、通常の労働者への転換等を促進しています。

平成26年(2014年)には、首相と全閣僚を構成員とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置。また、平成27年(2015年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、従業員が301人以上の事業所においては、女性の活躍に関する状況の把握、

課題分析や、事業主行動計画の策定が義務付けられました。

2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

平成17年(2005年)に「次世代育成支援対策推進法」が完全施行され、従業員301人以上の事業所においては、従業員の仕事と家庭の両立のための具体的措置と目標値を設定した一般事業主行動計画の策定が義務付けられました(法改正により、平成23年(2011年)4月以降は従業員101人以上の事業所に策定が義務付けられました)。

平成19年(2007年)には、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、男性も含めた働き方の見直し、多様な働き方・生き方が選択できる社会づくりのための取組が進められています。

また、平成24年(2012年)から全面施行された改正「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」により、事業所に対して、3歳未満の子どもを持つ従業員に対する短時間勤務制度の制定及び所定外労働の免除が義務付けられるとともに、介護休業に加えて介護休暇制度の制定が事業主に義務付けられました。

3 女性に対する暴力の根絶

平成13年(2001年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、平成16年(2004年)及び平成19年(2007年)の改正を経て、保護命令制度の拡充など被害者支援の充実が図られました。また、市町村においては、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護・支援のための基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター機能の設置が努力義務とされました。さらに、平成25年(2013年)には生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることになり、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

このように、国は男女共同参画推進のためのさまざまな取組を進めてきたところですが、今日の社会情勢の変化を踏まえ、平成27年(2015年)に第4次男女共同参画基本計画を策定し、以下の4つを目指すべき社会として、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

3 新潟市の現状と課題

(1) 社会状況

本市の人口は、平成27年(2015年)10月の推計人口では80万7千人となっており、平成22年の国勢調査時に比べて減少しています。年齢別の人口構成比は、年少人口(15歳未満)割合が年々減少し12.3%であるのに対し、老年人口(65歳以上)割合は年々増加し27.0%と少子・超高齢化が進んでいます。老年人口のうち女性の割合は、57.5%と高くなっています。

また、合計特殊出生率は、全国の数値を下回って推移し、平成25年度(2013年度)は1.32(全国1.43)となっています。

世帯構成割合では、単独世帯の割合が増加しており、核家族世帯と合わせると全体の8割以上で、世帯規模は小規模化しています。

(2) 男女共同参画に関する状況

本市では、行動計画策定後、男女共同参画推進条例を制定し、行動計画推進の拠点施設「女性センター」を「男女共同参画推進センター(アルザにいがた)」に名称変更したほか、男女共同参画苦情処理制度の設置、男女共同参画地域推進員の配置など、男女共同参画を推進するための体制づくりを進めてきました。また、平成23年(2011年)に策定した第2次男女共同参画行動計画では、男女共同参画推進条例の基本理念に基づいて目標指標を設定し、外部委員による事業評価を実施しながら施策の推進に取り組んできました。13項目の指標のうち平成26年度(2014年度)末時点で目標を達成しているのは、審議会等における女性委員の割合など4項目となっており、更なる取組が必要な課題が多く残っています。

① 性別による固定的役割分担意識の解消

本市では、男女共同参画推進センター「アルザにいがた」や公民館を中心に、男女共同参画に関する学習機会を提供するとともに、各区男女共同参画地域推進員による地域での啓発事業を実施するなど男女共同参画意識の啓発に取り組んできました。しかし、本市が平成26年(2014年)に実施した「男女共同参画に関する基礎調査」(以下「基礎調査」という。)では、男女共同参画社会について内容まで知っている人は12.0%で、広く市民に理解されたという状況には至っていません。

また、社会のさまざまな場面での男女の地位の平等感については少しずつ増加しているものの、依然として男性が優遇されていると感じている人の割合が高くなっています。男女平等という原則は頭では理解されていても、さまざまな社会システムや慣習の中では性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていて、男女共同参画を実現する上での大きな支障となっています。

一人ひとりの個性と能力を生かしながら多様な生き方が選択できる社会づくりを進めるために、男女共同参画の意義について更に理解を深めてもらい、性別による固定的な役割分担意識の解消に努めることが必要です。

2 政策・方針決定過程への女性の参画促進

社会のあらゆる分野で女性が男性と対等に参画し、方針決定にも女性の意見が反映され、責任を分かち合いながらさまざまな活動を担っていくことが男女共同参画の基本です。

本市では、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるために、審議会等における女性委員の割合を40%にすることを目標に取組を進めてきました。平成24年(2012年)4月に「新潟市附属機関等への女性委員の登用促進要綱」を制定して以来、女性委員は着実に増加し、平成26年(2014年)7月現在で女性委員の割合は40.7%となり、目標を1年早く達成しています。また、地域においても、それまで区自治協議会では女性の会長はいませんでしたが、平成27年(2015年)の改選により、3名が会長に就任し、女性委員の割合も38.5%まで向上するなど、少しずつ女性の参画が進んでいます。しかし自治会・町内会などの女性の会長の割合は低いほか、本市における管理的職業従事者の女性の割合は1割程度(平成22年度国勢調査)となっているなど、方針決定の場への女性の参画は、依然として進んでいない状況です。

女性の意見が十分反映されるよう、あらゆる分野で女性の参画を進める必要があります。

3 雇用の場での男女格差の是正

本市の就業者数は平成7年(1995年)をピークに減少しているのに対し、女性の就業者数は平成17年(2005年)までは増加を続け、その後微減しています。平成22年(2010年)には就業者全体の約45%が女性となっています。しかし、女性の正規労働者の割合は5割にとどかず、賃金についても男女で格差のある状態が続いています。

また、女性の労働力率は、出産・子育て期に就業を中断する女性が多いことから、30歳代を底とするM字カーブを描いています。本市の場合も、全国平均や他の政令市に比べて底の浅い緩やかなカーブとなっているものの、出産・子育て期での就業中断傾向を示しています。

このため、男女の均等な機会と待遇の確保、男女間賃金格差の解消、女性の就業継続支援や再就職支援に引き続き取り組む必要があります。

4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育てや介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるようワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。

「基礎調査」では、35.6%の人が「家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させる」ことが望ましいと考えており、男女共同参画社会実現のために市が力を入れるべきことでは「子育てや介護を社会的に支援する施設・サービスを充実すること」(42.7%)が最も多くなっています。

本市では、仕事と家庭生活を両立できるよう子育てや介護についての支援体制の充実に努めるとともに、男女がともに家庭責任を果たすことの重要性の啓発や男性の育児休業取得を促進する取組などを行ってきました。

しかし、正規雇用と非正規雇用という働き方の二極化が進む中で、長期的な経済の低迷により働き方の見直しに取り組むことが難しいと考える企業も多く、ワーク・ライフ・バランスの意義についてさらに啓発を進める必要があります。また、多様化する働き方に対

応した子育てや介護等に関する支援を更に充実していく必要があります。

5 性の尊重と生涯にわたる健康確保

生涯にわたる健康の確保は男女ともに大切なことですが、特に女性は妊娠や出産のための身体的機能を備えており、男性とは異なる問題に直面する必要があることに留意する必要があります。思春期、活動期・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階を通じた適切な健康の保持ができるよう総合的な対策を推進することが大切です。

本市ではこれまでも、学校での性教育をはじめ、性を正しく理解するための学習機会の提供のほか、生涯を通じた健康づくりの支援、心身の健康に関する相談事業など、女性の健康確保のための施策を行ってきました。

今後は、さらに、「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」に関する自己決定の大切さについて啓発を進め、この視点に基づいた生涯にわたる健康確保のための総合的な施策を進めていく必要があります。

6 女性に対する暴力の根絶

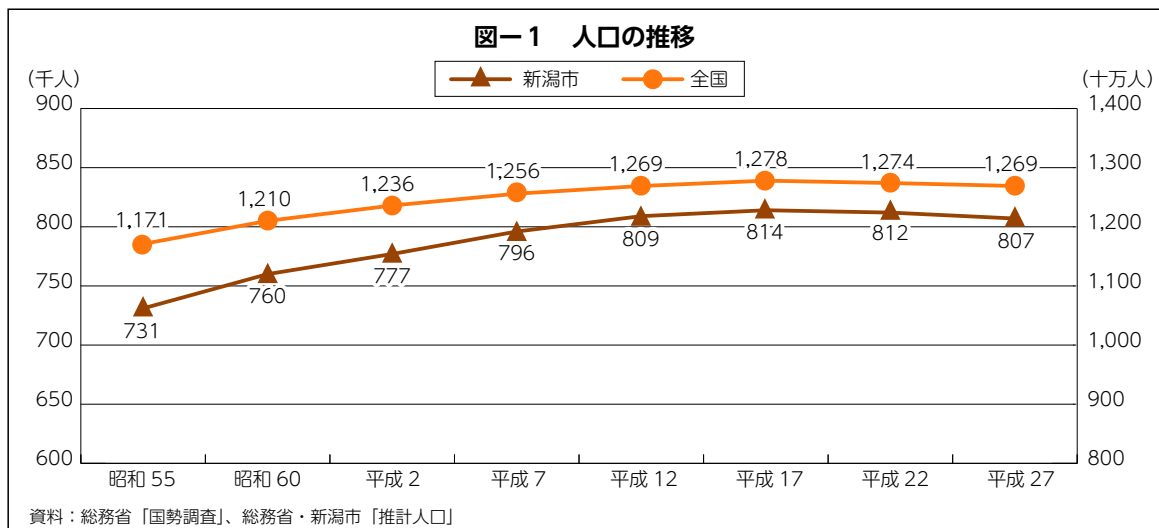
配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。)は、犯罪行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性となっています。

「基礎調査」では、配偶者から何らかの暴力を受けた経験があると答えた人は、女性26.3%、男性11.5%となっています。また、暴力を受けたことについて、約4割の人がどこにも相談しなかったとしています。

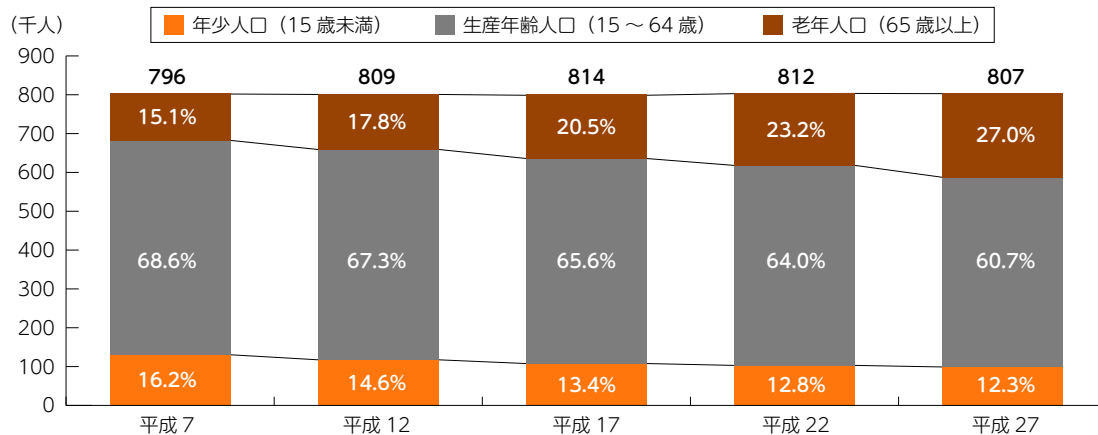
本市では、平成24年(2012年)7月に新潟市配偶者暴力相談支援センターを開設し、センターを中心に、関係機関や民間支援団体と連携しながら、相談・支援体制の充実を図ってきました。また、高校生や大学生に対して交際相手からの暴力「デートDV」の防止セミナーを開催するなど、若年層への啓発事業も行っています。

DVに関する理解を広め、暴力は許さないという意識の醸成を図るとともに、相談窓口の一層の周知に努め、被害者の立場に立った相談・保護・自立支援を切れ目なく総合的に実施する体制を整えていく必要があります。

参考データ

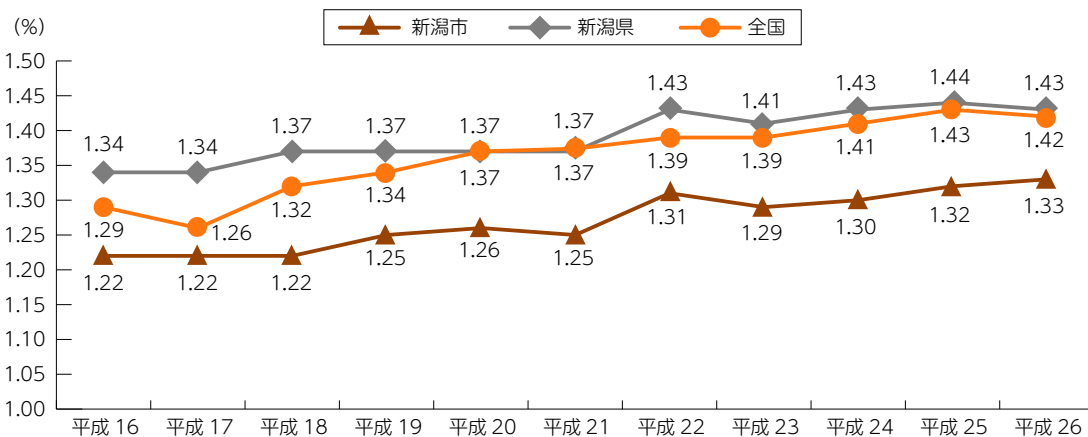


図一 2 人口構成比の推移（新潟市）



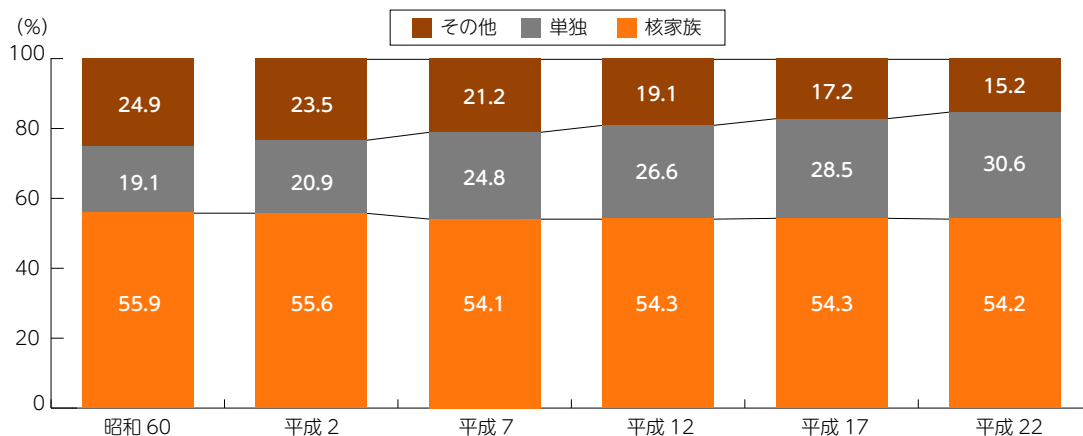
資料：総務省「国勢調査」、新潟市「推計人口」

図一 3 合計特殊出生率の推移

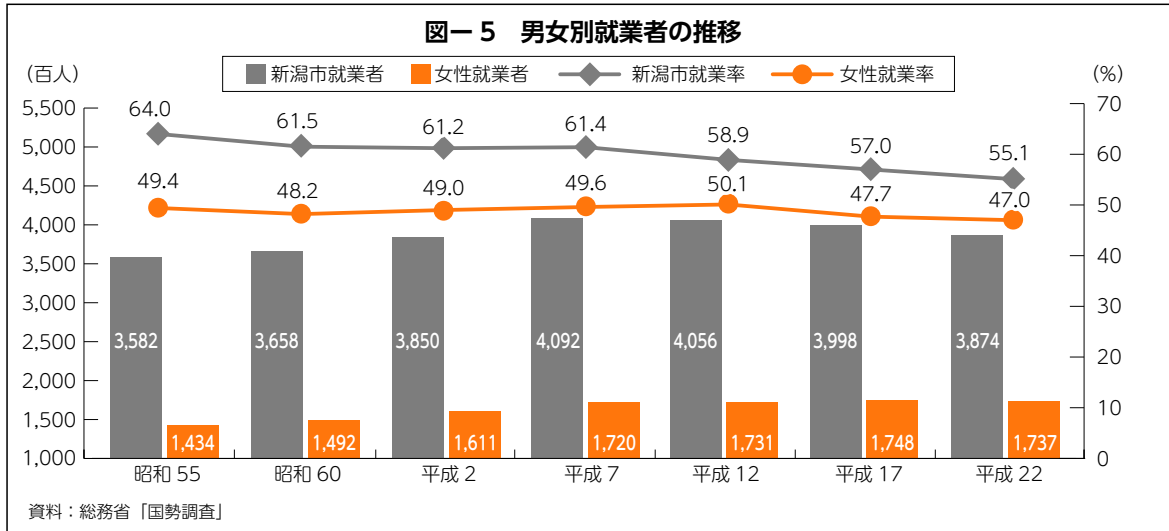


資料：厚生労働省、新潟県福祉保健課「H26人口動態統計」

図一 4 新潟市世帯構成割合の推移



資料：総務省「国勢調査」

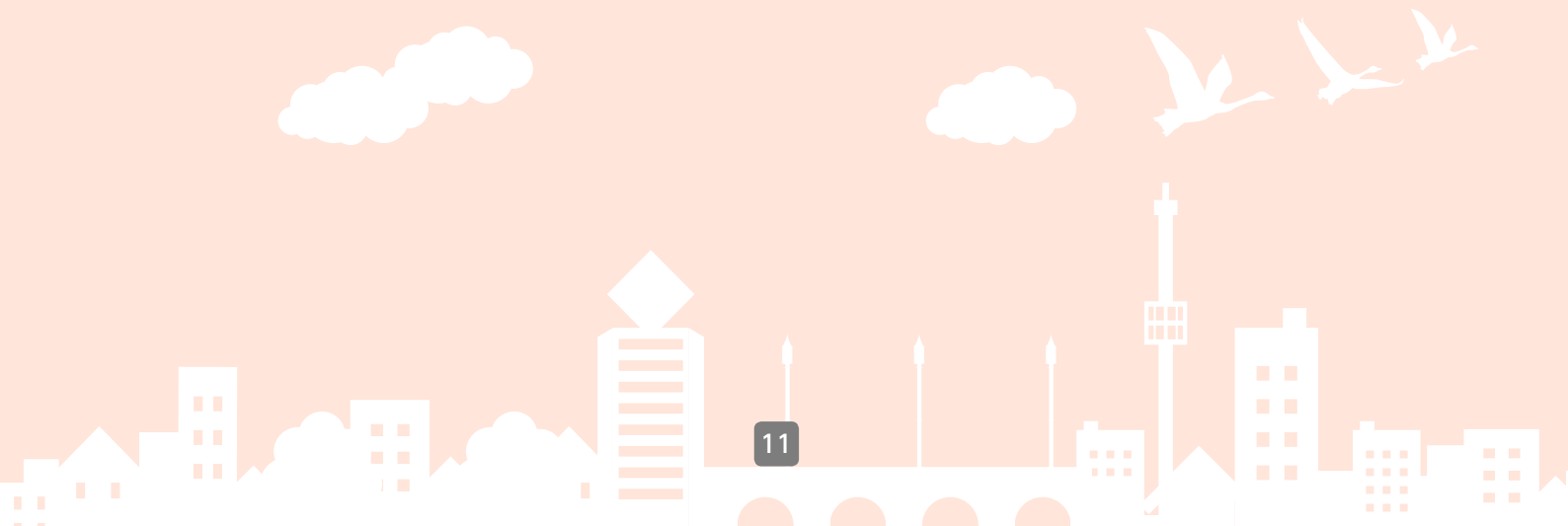


第1章

計画の策定にあたって

第2章

計画の基本的な考え方



第2章

計画の基本的な考え方

1 計画の目的

本計画は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女平等社会の実現を目指し、本市の男女共同参画に関する施策の今後の方向性と内容を明らかにして、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「新潟市男女共同参画推進条例」第10条に規定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する市町村の基本的な計画です。
- (2) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する市町村の基本的な計画である「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」を包含するものです。
- (3) 本計画は、「[いいがた未来ビジョン(新潟市総合計画)]」の分野別計画であり、「新潟市人権教育・啓発推進計画」、「新潟市国際化推進大綱」、「新潟市子ども・子育て支援事業計画(新すこやか未来アクションプラン)」、「新潟市障がい者計画・新潟市障がい福祉計画」、「新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「新潟市健康づくり推進基本計画(スマイル新潟ヘルスプラン)」、「新潟市教育ビジョン」など関連行政計画との整合性を図っています。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までの5年間とします。

4 基本理念

本計画の基本理念は、「新潟市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づく6項目とします。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人と

しての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。

(2) 社会制度・慣行についての配慮

男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会のさまざまな制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。

(3) 政策や方針決定の場への男女共同参画

男女が、性別にかかわらず、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活と社会生活との両立

男女が、性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を、両立して行うことができるようにすること。

(5) 男女の健康と権利

男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、自らの決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 国際協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に行われること。

5 計画の目標

本計画では、基本理念及び男女共同参画に関する本市の現状と課題を踏まえ、次の6つの目標を設定し、男女共同参画に関する施策を推進することとします。

目標1	男女の人権の尊重と男女共同参画への理解促進 －男女の固定的な役割分担意識の解消と多様な生き方の尊重－
目標2	政策・方針決定の場への女性の参画促進 －あらゆる分野における男女共同参画の促進－
目標3	働く場における男女共同参画の推進 －男女間格差の解消と就業支援－
目標4	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 －仕事と家庭生活・地域活動とが両立できる環境づくりへの支援－
目標5	性に関する理解と生涯にわたる健康の確保 －「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の尊重－
目標6	女性に対する暴力の根絶 －DV対策の強化とあらゆる人権侵害行為の防止－

6

施策の体系

目 標

目標 1

男女の人権の尊重と男女共同参画への理解促進
—男女の固定的な役割分担意識の解消と多様な生き方の尊重—

目標 2

政策・方針決定の場への女性の参画促進
—あらゆる分野における男女共同参画の促進—

目標 3

働く場における男女共同参画の推進
—男女間格差の解消と就業支援—

目標 4

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
—仕事と家庭生活・地域活動とが両立できる環境づくりへの支援—

目標 5

性に関する理解と生涯にわたる健康の確保
—「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の尊重—

目標 6

女性に対する暴力の根絶
—DV 対策の強化とあらゆる人権侵害行為の防止—

施策の方向

(1) 男女共同参画推進のための意識啓発

(2) 社会制度・慣行等の見直しと意識の改革

(3) 男女共同参画に関する男性の理解の促進

(1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡充

(2) 企業・団体・地域等における女性の登用促進

(3) 防災における男女共同参画の推進

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

(2) 女性の職業能力の開発支援と就業支援

(3) 農業や自営業等における男女共同参画

(1) 仕事と生活の調和に向けた意識の啓発

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関する支援

(1) 性を理解・尊重するための啓発活動の推進

(2) 生涯を通じた健康づくりの支援

(1) DV の根絶と DV 被害者への総合的な支援体制づくり

(2) セクシュアル・ハラスメント、女性に対する暴力防止対策の推進

(1) DV を容認しない社会づくりの推進

(2) 配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実

(3) DV 被害者の保護体制と自立支援の充実

(4) 関係機関や民間支援団体との連携の強化

※新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画

具体的取組

- ① 家庭・地域等への広報・啓発活動の推進
- ② 保育・学校教育における男女平等教育の推進
- ③ 職場における男女共同参画についての研修支援
- ④ 地域リーダーの育成
- ⑤ 国際理解に基づく男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画に関する調査、情報の収集・提供
- ② メディアにおける男女の人権の尊重と男女共同参画の促進

- ① 男性の多様な生き方・働き方についての啓発・支援
- ② 男性による相談体制の構築

- ① 審議会委員等への女性の参画の拡充
- ② 市女性職員の管理職等への登用推進

- ① 企業・団体・地域等への女性の参画拡大についての啓発
- ② 女性のエンパワメントの推進

- ① 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築
- ② 防災体制における女性の参画拡大

- ① 男女雇用機会均等法関係法令や制度の周知
- ② 女性労働問題の解決への支援
- ③ 企業における女性の活躍に向けた取組や情報開示の促進

- ① 女性の職業能力の開発機会の提供
- ② 再就職や起業の支援

- ① 経営参画のための学習機会の提供
- ② 労働環境の整備促進

- ① 働き方の見直しに関する啓発
- ② 男女がともに働きやすい職場環境の整備促進
- ③ 男性の家庭生活・地域活動への参画促進

- ① 子育て支援策の充実
- ② 介護サービス基盤の整備・充実
- ③ 地域で支える環境づくり
- ④ ひとり親家庭等への支援の充実

- ① 性に関する正しい知識と理解についての教育・学習機会の充実
- ② 性と生殖の健康と権利に関する自己決定についての啓発活動の充実

- ① 生涯にわたる健康づくりのための支援
- ② ことごとからだの相談体制の充実
- ③ 妊娠・出産等に関する健康支援
- ④ 性感染症等への対策

※新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画

- ① セクシュアル・ハラスメントの防止
- ② 女性に対する暴力防止の啓発や相談等の対策と安全な環境づくり

- ① DV防止の意識啓発の推進
- ② DV相談窓口の周知

- ① 安全に安心して相談できる体制づくり
- ② 相談従事者の研修の充実
- ③ 相談窓口等の連携強化

- ① 安全に配慮した保護体制の充実
- ② 総合的な相談支援体制の充実
- ③ 自立支援策の充実

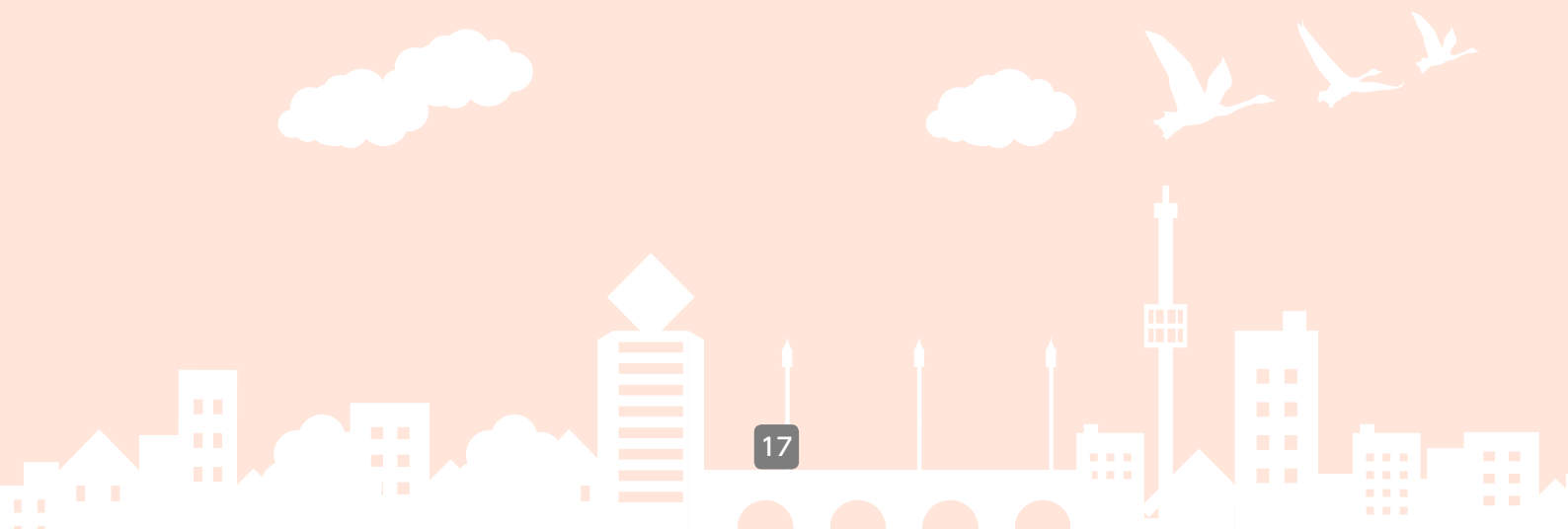
- ① 児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待対策関係機関との連携
- ② 関係機関・民間支援団体との連携体制の強化と協働の推進

第2章

計画の基本的な考え方

第3章

施策の内容



第3章

施策の内容

目標
1

男女の人権の尊重と男女共同参画への理解促進

－男女の固定的な役割分担意識の解消と多様な生き方の尊重－

市民一人ひとりが社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できるようにすること、そして多様な生き方を互いに尊重していくことが大切です。

「基礎調査」では、家庭生活や職場などさまざまな場面での男女の地位について「平等である」と感じている人の割合は、平成21年の前回調査より少しずつ増加してはいるものの、依然として男性が優遇されていると感じている人の割合が高くなっています。

また、「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方について賛成する人の割合は37.6%、反対する人の割合は52.6%と反対する人の割合が増えてきているものの、未だ性別による固定的な役割分担意識は根強く残っています。

こうした意識は、男性・女性いずれの生き方にも制約を与えるものになっていますし、また、配偶者間での暴力、男性が女性に比べ自殺者数が多いことなどの背景にも固定的な役割分担意識が影響を与えていると考えられます。

また、「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する人の割合は、女性が33.0%、男性が43.7%と、固定的な役割分担意識は特に男性に強く残っています。男性中心型労働慣行等の抱えている課題を踏まえ、男性自身が、男女共同参画の実現は男性にとっても暮らしやすくなるものであることを理解し、意識改革を図っていくことが重要です。

男女の人権の侵害や不平等な取扱いにつながりかねない男女の固定的な役割分担意識を解消し、男女ともに仕事と生活を両立し、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、あらゆる機会を通じて市民一人ひとりに働きかけていきます。

(1) 男女共同参画推進のための意識啓発

【現状と課題】

「基礎調査」では、「男女共同参画社会」という言葉の認知度(聞いたことがある・内容まで知っている)は59.9%でしたが、そのうち内容まで知っている人は12.0%にとどまっています。

男女共同参画を一層進めていくためには、男性、子ども、若年層などを含めあらゆる人を対象に、家庭・地域・教育の場・職場などそれぞれの場面で、男女共同参画に関する理解を深め、定着させるための広報・啓発活動を継続して展開していくことが必要です。特に、次代を担う子どもたちに対して人権の尊重を基本とする男女平等教育を徹底していくことが重要です。

また、男女共同参画の取組は、国際的な動きと連動して進められてきたことから、国際社会の動向について理解を深めるとともに、地域の中で性別や国籍にかかわらず多様な文化、生き方が尊重されるよう取組を進める必要があります。

【具体的取組】**1 家庭・地域等への広報・啓発活動の推進**

- 広報紙や情報誌、ホームページ等を活用して、男女共同参画に関する継続的な広報・啓発活動を実施します。(男女共同参画課、区役所地域課、広報課)
- 男女共同参画推進センター「アルザにいがた」や各公民館での男女共同参画に関する学習機会の充実に努めます。(男女共同参画課、公民館)
- 各区の男女共同参画地域推進員と連携して地域での男女共同参画啓発事業を実施します。(区役所地域課、男女共同参画課)

2 保育・学校教育における男女平等教育の推進

- 保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校等において男女平等教育を進めます。特に小・中学校では男女平等教育パンフレットなどを活用し、自分らしさや家庭での男女の協力の大切さなどについて啓発していきます。(保育課、学校支援課)
- 男女共同参画の視点を踏まえて、社会的・職業的な自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を推進します。(学校支援課)

3 職場における男女共同参画についての研修支援

- 各企業が男女共同参画社会の重要性を認識し、主体的に取組を行うよう、出前講座の実施や情報提供など啓発に努めます。(男女共同参画課、雇用政策課)
- 市職員に対する男女共同参画に関する研修を徹底します。(人事課、男女共同参画課、公民館)

4 地域リーダーの育成

- 男女共同参画に関わる活動をとおして、地域で男女共同参画を推進する人材を育成します。(男女共同参画課)
- 地域リーダーとして市民団体からも地域での男女共同参画の意識啓発を進めてもらえるよう、団体間の交流促進や活動支援に努めます。(男女共同参画課)

5 国際理解に基づく男女共同参画の推進

- 世界の女性をとりまく現状や課題など男女共同参画に関する情報の収集・提供や学習機会の提供などにより、国際社会の動向についての理解促進を図ります。(男女共同参画課)
- 外国籍市民が安心して暮らせるよう生活情報の提供や相談支援を行います。(国際課)

(2) 社会制度・慣行等の見直しと意識の改革**【現状と課題】**

男女の地位の平等感について、「基礎調査」では、平等だと感じる人の割合が一番低かった分野は「社会通念や慣習、しきたり」(10.8%)で、約70%の人が男性の方が優遇されていると答

えています。

社会制度や慣行の中には、性別による固定的な役割分担意識に基づいて形づくられ、男女の生き方の幅を狭めているものもあり、男女共同参画を実現する上で大きな支障となっています。社会経済の変化を踏まえながら、多様な生き方への選択を可能とする社会制度・慣行に改めていく必要があります。

そのためには、男女の置かれている状況を客観的に把握するためのデータを収集し、わかりやすい形で提供していく必要があります。

また、人々の意識形成に与える影響が大きいメディアについても、性別役割分担意識の固定化や性差別を助長させる表現が依然として見られることから、男女共同参画の視点に立った行政刊行物の作成を行うとともに、市民がメディアからの情報を男女の人権の尊重や男女共同参画の視点で主体的に読み解き、活用する能力を養っていくことなどが重要です。

【具体的取組】

① 男女共同参画に関する調査、情報の収集・提供

- 男女共同参画の実態や市民意識に関する調査を実施します。(男女共同参画課)
- 男女間格差等の実態を明らかにするため、各種統計情報の中で男女別データの収集・分析に努め、活用につなげます。(男女共同参画課)
- 社会制度や慣行等での問題点をわかりやすく情報提供していきます。(男女共同参画課)

② メディアにおける男女の人権の尊重と男女共同参画の促進

- 市民がメディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力(メディア・リテラシー)を養うための啓発・学習機会を提供します。(男女共同参画課)
- インターネットやソーシャルメディア等の普及に対応して、安全・安心かつ適切な情報の受・発信ができるような取組を進めます。(男女共同参画課、学校支援課)
- 市刊行物については、使用する用語やイラストなどを男女共同参画の視点に立った表現方法に徹底し、固定的な役割分担意識の解消に努めます。(男女共同参画課、各課)

(3) 男女共同参画に関する男性の理解の促進

【現状と課題】

少子・超高齢化が進む中で、親や配偶者の介護、高齢期における自分自身の孤立化など、男性自身に関わる課題への対応が必要となっています。男女共同参画社会の形成を進めていくことが、男性にとっても暮らしやすい社会を目指すものであることを啓発し、男性が仕事だけでなく、子育て、介護等に参画し、家庭等において積極的に役割を果たせるよう支援していく必要があります。

また、男性であることで負っている社会的重圧や悩みなど、男性が抱える困難への対応も必要です。

【具体的取組】

1 男性の多様な生き方・働き方についての啓発・支援

- これまでの男性の仕事中心の生き方・働き方や、家事・育児・介護等の女性への偏重の見直し、多様な生き方・働き方についての啓発を進めます。(男女共同参画課)
- 男性も子育てに参画しやすくなるための環境整備(ベビーベッド付男性トイレの整備など)を推進していきます。(各課)

2 男性による相談体制の構築

- 男性相談員による男性相談を実施します。(男女共同参画課)

参考データ

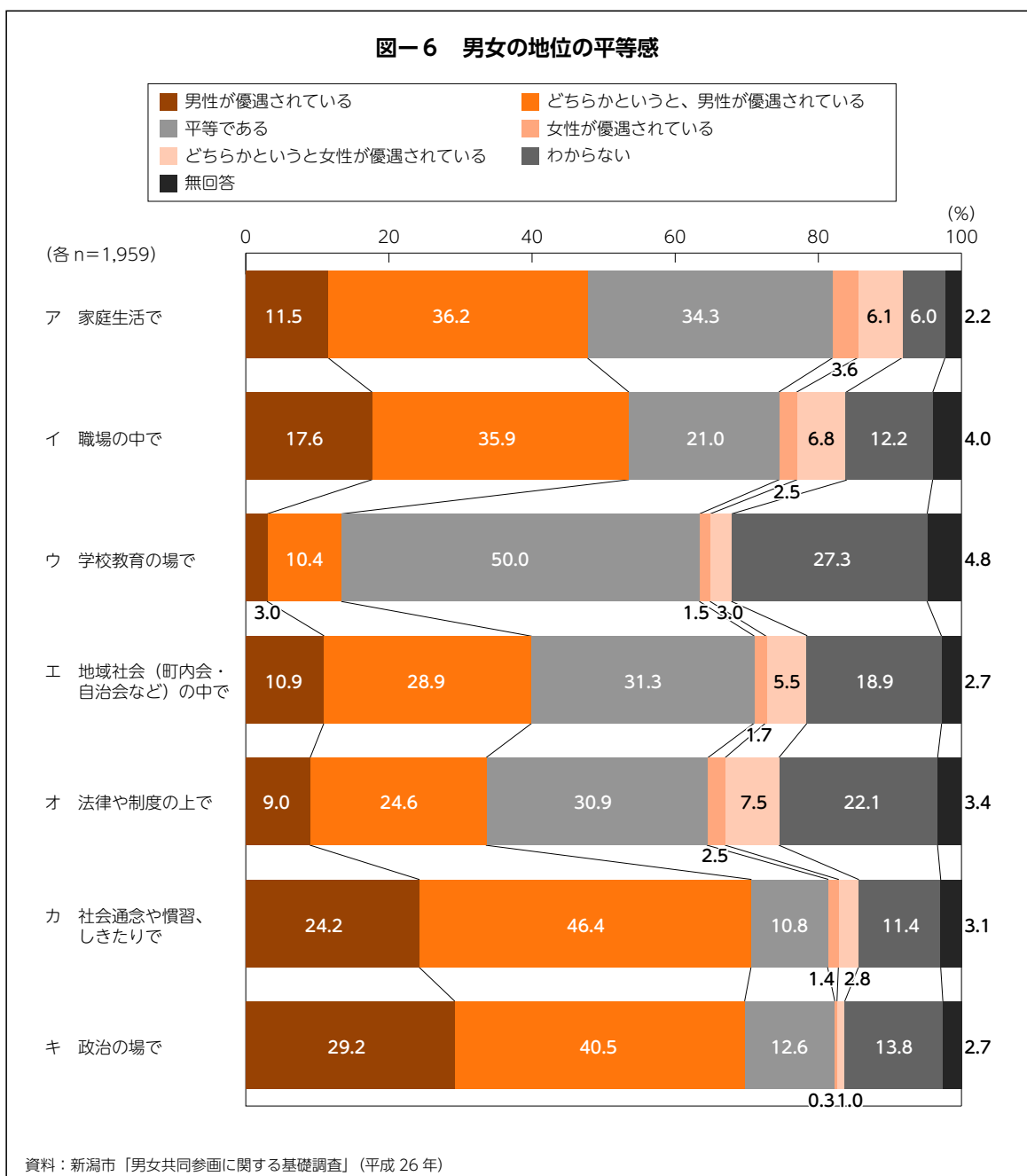
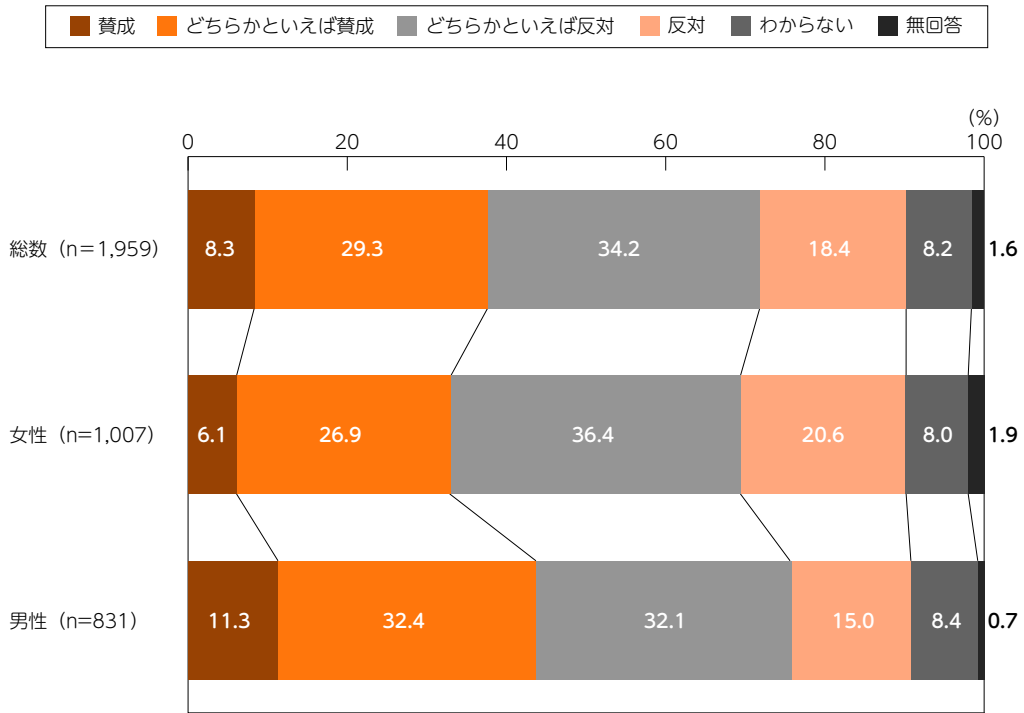
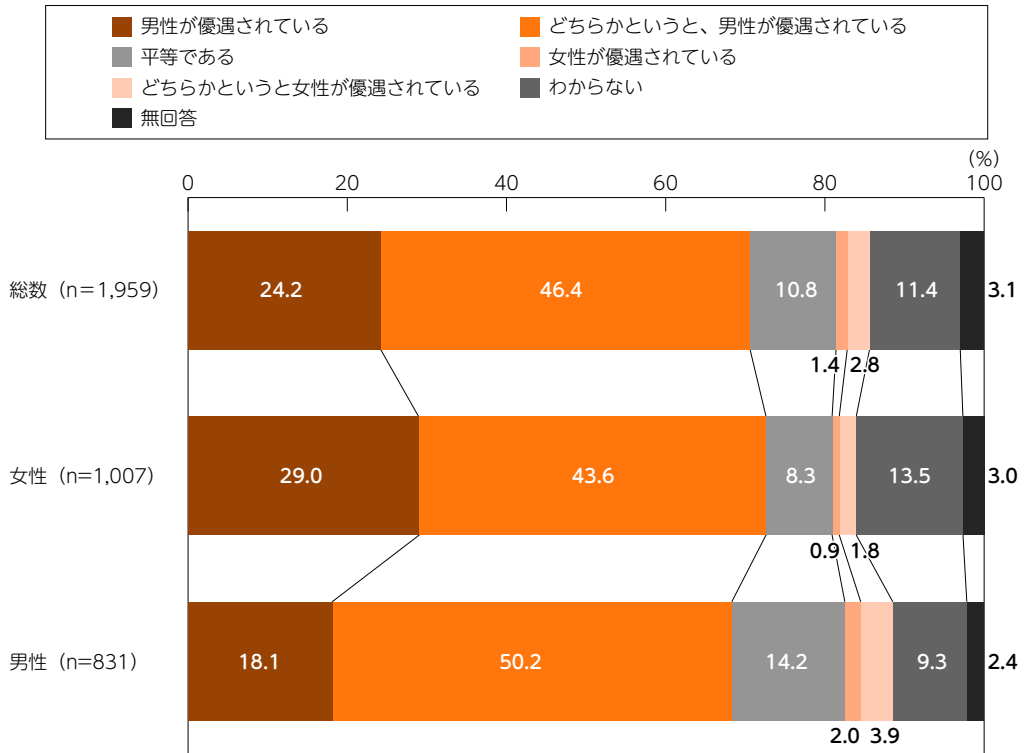


図-7 「男(夫)は仕事、女(妻)は家庭」という考え方



資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成 26 年)

図-8 社会通念や慣習・しきたりにおける男女の地位の平等感



資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成 26 年)

活力ある社会を築いていくには、男女があらゆる分野に対等に参画し、その責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することが必要です。多様な人材を活用し、多様な視点・考え方を市政や企業活動、地域活動などに生かしていくことが大切です。

平成17年12月に閣議決定された国の男女共同参画基本計画(第2次)では、「2020年までにあらゆる分野における指導的地位に占める女性の割合が、少なくとも30%程度」になるよう期待し、各分野における取組を促進するとしています。

しかし、方針決定の場への女性の参画はなかなか進まず、社会の構成員の半分を占める女性の意見が十分反映されているとはいえない状況です。

このため、市が率先して女性の登用を積極的に推進し、企業や地域へも働きかけを行っていきます。

(1)市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡充

【現状と課題】

市民の多様な視点を取り入れながら市民満足度の高い市政を実現するには、市の政策や方針決定過程への女性の参画を拡充していくことが不可欠です。

本市の審議会等における女性委員の割合は、平成24年度に「新潟市附属機関等への女性委員の登用促進要綱」を制定して以来着実に増加し、平成26年7月現在で、40.7%となりました。第2次行動計画の目標40%を1年度早く達成したことから、「平成32年度末までに45%を達成する」ことを新たな目標として取組を進めています。今後も女性の参画促進の取組をさらに加速していく必要があります。

また、市役所の女性職員の登用については、平成27年4月現在、係長への女性登用割合は45.7%となっているものの、管理職(副参事以上)における女性の割合は10.5%となっています。さらに小・中学校の校長・教頭における女性の割合もまだまだ低い状況にあり、より一層女性の登用に努める必要があります。

【具体的取組】

① 審議会委員等への女性の参画の拡充

- 審議会等への女性の参画を加速するため、委員改選期での進行管理を徹底します。(男女共同参画課、行政経営課、各課)
- 積極的に審議会委員として公募に応じる女性を増やすため、機会を捉えて啓発を行います。(男女共同参画課)
- 女性の人材情報を幅広く収集し、活用に努めます。(男女共同参画課)
- 委員の推薦母体となっている団体等へ女性委員推薦を働きかけます。(男女共同参画課、行政経営課、各課)
- 行政委員会への女性委員の参画を進めます。(各課)

2 市女性職員の管理職等への登用推進

- 能力開発のための研修の実施及びキャリア開発を重視した人事異動などにより人材育成・能力開発の促進を図ります。(人事課)
- 意欲ある職員の能力発揮を促進するため、係長への女性登用を推進するとともに、管理職にふさわしい能力を持つ職員の登用を進めます。(人事課)
- 市立学校において主任層への女性の登用を進めるほか、管理職選考検査の女性受検者の増加を図るなど管理職等への登用を推進します。(教職員課)

(2)企業・団体・地域等における女性の登用促進

【現状と課題】

働く場においても管理職への女性の登用は進んでいるとは言えず、本市の管理的職業従事者における女性の割合は11.8%となっています(平成22年国勢調査)。

また、平成27年4月現在、市内99の地域コミュニティ協議会のうち女性の会長は1人であり、自治会・町内会長における女性の割合は4.3%となっていて、地域活動で女性が果たしている役割に比べ、役員への女性の参画が極端に少ない状況にあります。

女性の参画を進めるための意識啓発をさらに進めていく必要があります。

【具体的取組】

1 企業・団体・地域等への女性の参画拡大についての啓発

- 女性の参画拡大に向けた取組を促進するため、女性の積極的登用や職域拡大等、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に取り組む企業の先進事例などの情報収集・提供に努めます。(男女共同参画課)
- 男女共同参画に積極的に取り組む企業に対し、市の入札等における優遇策の拡充について検討します。(契約課、技術管理センター技術管理課、男女共同参画課、行政経営課)
- 地域における方針決定過程への女性の参画拡大について、啓発や働きかけを行います。(男女共同参画課、市民協働課、区役所地域課)

2 女性のエンパワーメントの推進

- 女性の参画拡大に向けた自己能力開発のための学習機会を提供します。(男女共同参画課)

エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

(3)防災における男女共同参画の推進

【現状と課題】

平成7年1月に発生した「阪神淡路大震災」、平成16年10月に発生した「新潟県中越地震」、

平成19年に発生した「新潟県中越沖地震」、そして平成23年3月に発生した「東日本大震災」での経験を経て、防災対策の推進に関して、女性の視点からの配慮等の必要性が強く認識されるようになってきました。

災害時における避難所の運営をはじめ、防災に係る計画やマニュアルの策定など、あらゆる防災施策において男女のニーズの違いに配慮するとともに、男女の固定的な役割分担意識から男女どちらかに過度な負担が生じることのないよう、日頃から男女共同参画の視点を共有することが重要です。

災害発生時のみならず、平常時においても、防災に関する政策・方針決定過程の段階から女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備を進めることが必要です。

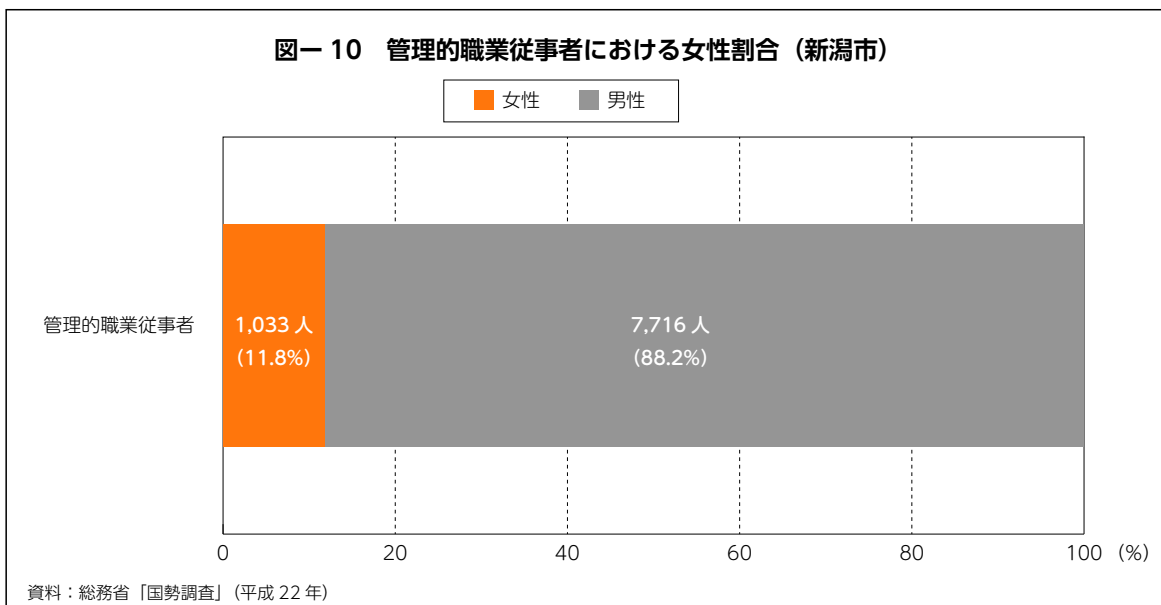
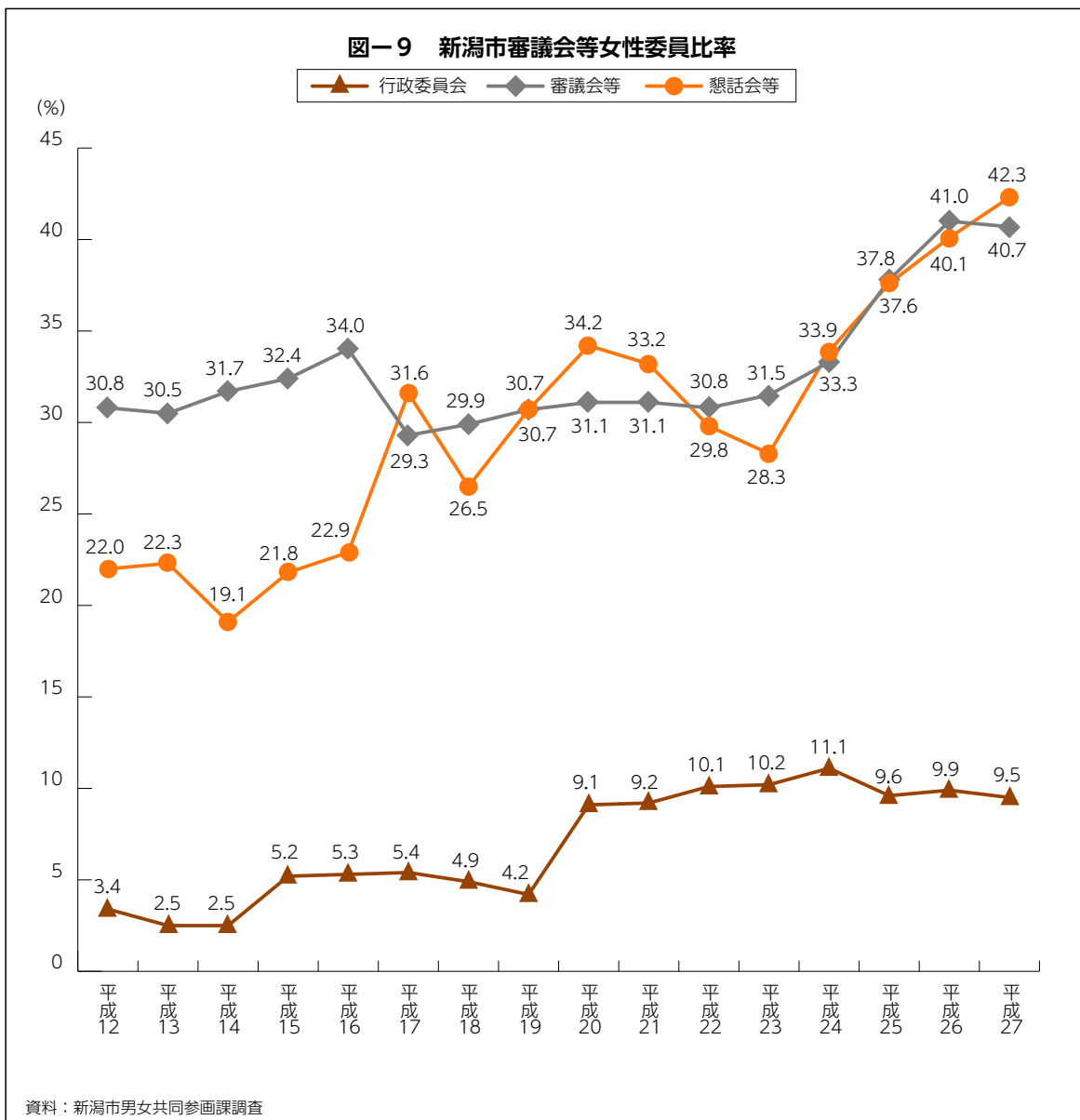
【具体的取組】

1 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築

- 地域の防災活動での男女共同参画を推進します。(消防局警防課、防災課)
- 災害時の避難所運営等において、男女双方の視点等に配慮した運営となるよう啓発や働きかけを行います。(防災課)
- 男女のニーズの違いなど、多様なニーズに配慮した備蓄を推進します。(防災課)

2 防災体制における女性の参画拡大

- 新潟市防災会議における女性委員の増大や、地域の自主防災組織における女性の参画拡大など、防災体制への女性の参画拡大について啓発や働きかけを行います。(防災課、男女共同参画課)



平成19年4月の男女雇用機会均等法の改正施行により、性別による差別禁止の範囲が拡大されるとともに、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いが禁止されるなど、雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保などを図る環境整備が進んでいます。

一方、本市の男女別正規従業員割合は男性の81.4%に対して、女性は43.6%となっています(平成24年就業構造基本調査)。さらに、男性労働者を100とした場合の女性労働者の給与は76.1となっていて、若干差が縮まってきてはいるものの、依然として男女間で格差がある実態となっています(平成26年度新潟市賃金労働時間等実態調査)。

女性が貧困に陥りやすい背景には、女性は非正規雇用が多いという就業構造の問題もあります。また、近年、男女を問わず若年層の非正規雇用者が増えていることも大きな課題となっています。

本市の年齢階級別労働力率をみると、女性の30歳代で最も低くなっていて、出産・子育て期に仕事を中断する女性が多いことがわかります。全国平均と比べ女性の離職割合は低い状況にはありますが、M字カーブの解消に向けてさらに施策を推進していきます。

また、農業、商工業・サービス業などの自営業においては、仕事と生活の公私の区別がつきにくく、女性の働きに対する正当な評価がされにくい状況にあります。

女性の就労については、個人としての生き方や価値観、また家族の状況などによっても左右される部分があります。働く場において、男女の均等な機会と待遇を確保し、意欲と能力のある女性が活躍できるように、また女性も男性もそれぞれの価値観やライフスタイルに応じて働き方を選択できる環境づくりを進めていきます。

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

【現状と課題】

「基礎調査」では、職場における男女の地位の平等感について、「平等」と答えた人が21.0%（女性19.1%、男性23.8%）、男性が優遇されていると答えた人が53.5%（女性56.1%、男性50.7%）となっています。

男女が対等な立場で働くための法整備が進むものの、実際の職場ではまだまだ男女平等が実感されていない状況です。実質的にも雇用の場で男女が均等な機会と待遇を確保できるよう、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に取り組む先進事例の紹介など、企業への働きかけや働く男女への啓発を進める必要があります。

【具体的取組】

① 男女雇用機会均等法等関係法令や制度の周知

- 男女雇用機会均等法等労働関係の法令や各種制度の内容等についてハンドブックなどを活用して周知します。(雇用政策課)
- 男女共同参画の視点に立った労働観の形成のための講座などを開催します。(男女共同参画課)

2 女性労働問題の解決への支援

- 定期的に女性労働に関する実態を把握し、改善策を検討します。(雇用政策課)
- 女性労働問題についての相談を実施します。(雇用政策課)

3 企業における女性の活躍に向けた取組や情報開示の促進

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、企業における女性の採用・登用や勤続年数の男女差・長時間労働の抑制等に関する目標設定や取組、これらに関する情報開示を促進します。(男女共同参画課、雇用政策課)

(2) 女性の職業能力の開発支援と就業支援

【現状と課題】

女性が意欲をもって継続して就業できるよう、また、いったん離職した人がライフスタイルにあわせて就業できるよう支援していくことが必要です。女性の能力開発、再就職や起業等に関する情報提供や相談、セミナー等の開催などを継続して実施していくことが必要です。

【具体的取組】

1 女性の職業能力の開発機会の提供

- 職業に関する知識や技能習得機会の情報を提供します。(雇用政策課)
- 職業訓練制度や助成制度の周知に努めます。(雇用政策課)
- 若年者の就業支援のための情報提供や相談窓口を設置するとともに、さまざまな機会を捉えて職業観の醸成や職業生活への定着支援を図ります。(雇用政策課)
- さまざまな分野で活躍する女性のロールモデルを集積し発信します。(男女共同参画課)
- 講座の開催等を通じて、働く女性のネットワークづくりに取り組みます。(男女共同参画課)

2 再就職や起業の支援

- 育児・介護等により一時離職した人への再就職を支援するための講座などを開催します。(雇用政策課、男女共同参画課)
- 起業をめざす女性に対し、起業の方法や支援制度について情報提供します。(産業政策課、商業振興課、企業立地課、男女共同参画課、中央図書館)

(3) 農業や自営業等における男女共同参画

【現状と課題】

農業や自営業等家族経営の中での女性の労働に対する評価が必ずしも適正なものとなっておりません。また、労働の場と生活の場が同じ場合が多く、女性は労働のほか家事・育児・介護等

の負担をより多く担っているという状況があります。そのため、女性が対等なパートナーとして経営等に参画しながら、働きやすい環境を整備していくことが必要です。

【具体的取組】

1 経営参画のための学習機会の提供

●女性が積極的に経営に参画していくための学習の場を提供します。(農業委員会)

2 労働環境の整備促進

●農家の家族間で、労働条件や報酬等を文書で取り決め、共同経営者としての地位や役割を明確にし、各世帯員が経営に参画できる家族経営協定の普及促進に努めます。(農業委員会)

参考データ

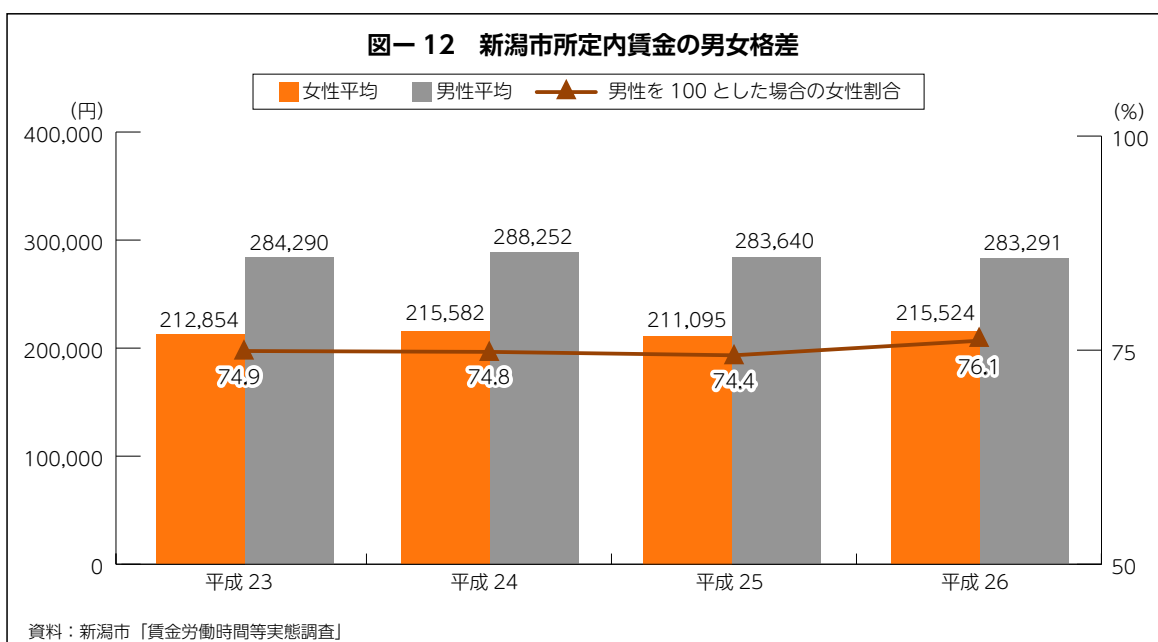
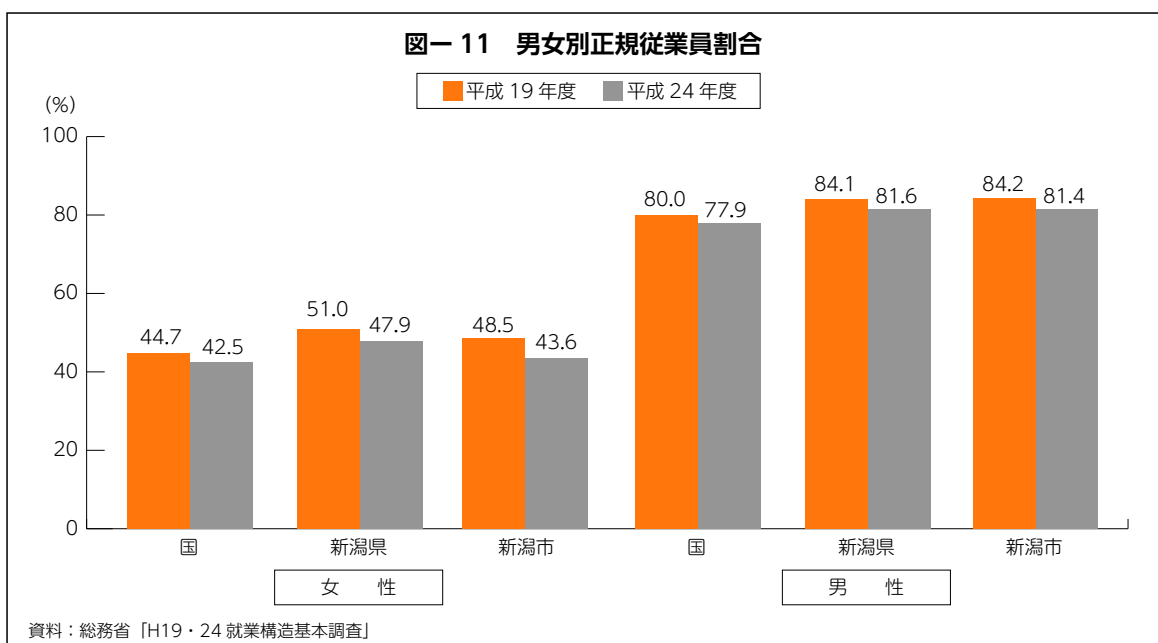
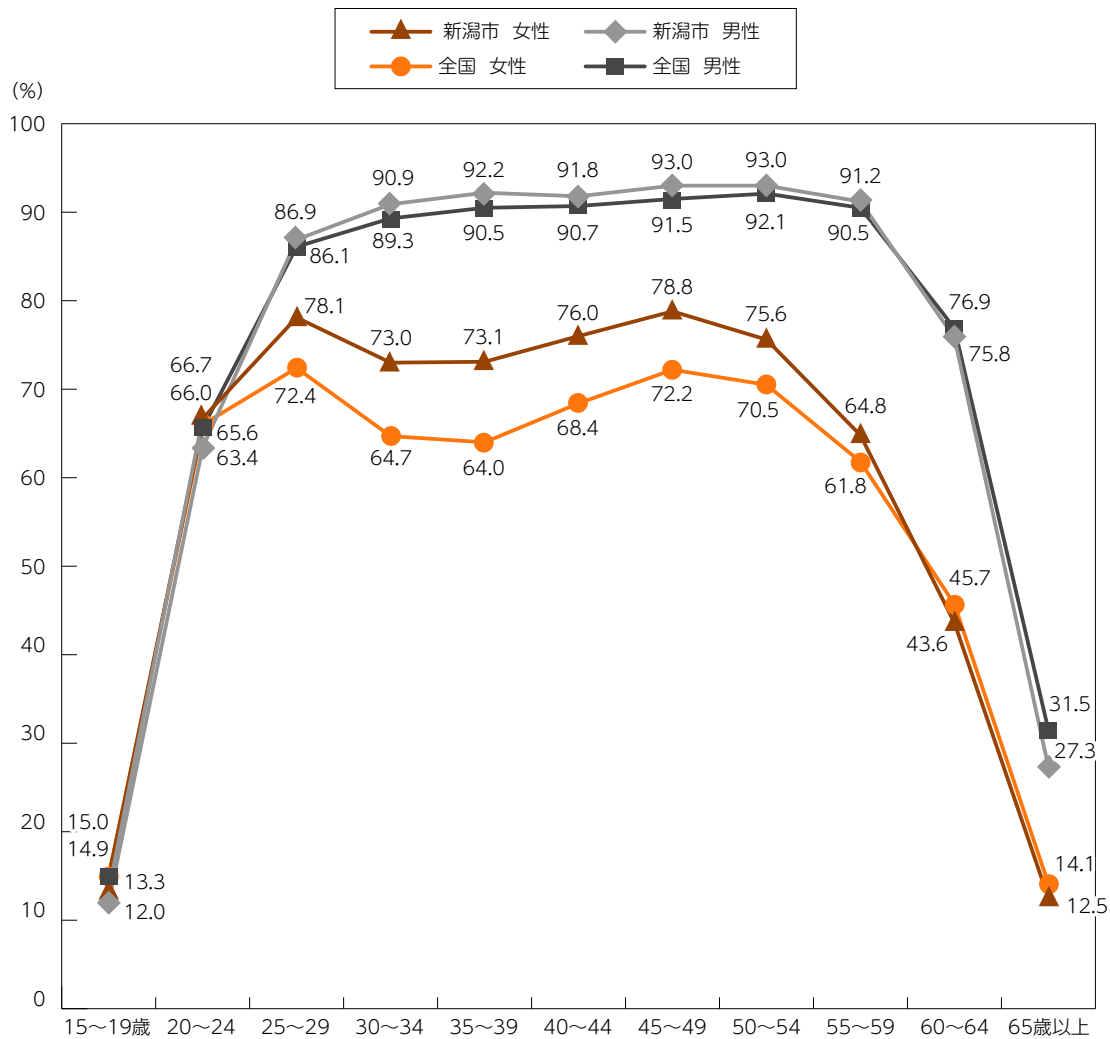


図-13 年齢階級別労働力率



資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

男女がともに充実した生活を送るためには、仕事と家庭生活や地域活動等のバランスを取りながら、個人の状況に応じて多様な生き方を選択できることが大切です。

かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が多く、それを前提とした社会制度が構築され、男女の固定的な役割分担意識も形づくられてきました。しかし、現在は勤労者世帯の過半数が共働き世帯になるなど人々のライフスタイルも多様化している一方、意識や制度の面ではこうした変化に十分対応したものとはなっていません。

そのため、男性中心型労働慣行等を見直し、一人ひとりのライフステージに応じて多様な働き方を選択し、仕事と生活の調和を実現していくことができるよう意識啓発と支援に努めていきます。

また、これまでは子育てに関心が傾きがちでしたが、今後の高齢化の進展等に鑑みると、今まで以上に介護との関係からもワーク・ライフ・バランスの推進が求められます。

（1）仕事と生活の調和に向けた意識の啓発

【現状と課題】

「基礎調査」では、「家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させる」ことが望ましいと考えている人が35.6%（女性41.9%、男性27.4%）、「家庭生活や地域活動よりも、どちらかといえば仕事を優先させる」という人が34.5%（女性27.4%、男性43.6%）となっています。女性では「両立させる」とする人が「どちらかといえば仕事を優先させる」を上回っているのに対し、男性では「どちらかといえば仕事を優先させる」とする人が「両立させる」を上回っています。

また、共働き世帯で平日に家事・育児・介護等に從事する時間は、女性の290分に対し、男性では70分となっているように、女性により多くの負担がかかっている状況となっています。

こうしたことから、働き方について、特に男性には家庭生活の責任を果たしながら仕事や地域活動なども併せて充実した生活を送ることができるよう、仕事のみに関りがちなライフスタイルを見直してもらう必要があります。

家事・育児・介護等の多様な経験を得ることは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ、職務における視野が広がるなど、一人ひとりのキャリア形成にとっても有益であることを周知していくことも大切です。

働き方の見直しについて啓発することとあわせて、企業にとってもワーク・ライフ・バランスの実現が、人材確保や従業員の健康保持・就労意欲向上、生産性の向上につながることを理解してもらう取組も一層進めなければなりません。

また「基礎調査」では、男性が女性とともに家庭生活や地域活動に積極的に参加していくために必要なことについては、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が48.4%で最も多く、「職場において家庭生活や地域活動に参加しやすい雰囲気をつくること」(43.6%)、「労働時間短縮や休暇制度を充実させ、利用を促進すること」(31.7%)、「家事などを男女で分担するようなしつけや育て方をすること」(30.7%)、「男性が家庭生活や地域活動に参加することについて男性本人の抵抗感をなくすこと」(26.5%)と続いています。

このため、家庭生活や地域活動への時間が確保しやすい職場環境への取組も必要となってき

ます。本市では、育児休業制度のある事業所は89.9%となっていますが、制度を利用した女性労働者は96.7%、男性労働者は2.1%という状況であり(平成26年度新潟市賃金労働時間等実態調査)、制度の活用、とりわけ男性が育児休業を取得しやすい環境づくりが求められています。

また、介護休業制度のある事業所は85.4%となっていますが、制度を利用した女性労働者は68.8%、男性労働者は31.3%という状況であり(平成26年度新潟市賃金労働時間等実態調査)、制度の活用、介護休業を取得しやすい環境づくりが求められています。

また、男性の家庭生活や地域活動への積極的な参画を促すための情報や学習機会の提供に努める必要があります。

【具体的取組】

1 働き方の見直しに関する啓発

- ワーク・ライフ・バランスの取組が企業にとってもメリットになることを、事業主に啓発します。(男女共同参画課、雇用政策課)
- ワーク・ライフ・バランスの推進について、経済界や労働団体などの関係団体等と情報共有や意見交換等を行う場を設置し、施策を検討していきます。(男女共同参画課、雇用政策課)
- 多様な生き方・働き方について、さまざまな機会を捉えてロールモデルの発信に取り組みます。(男女共同参画課)

2 男女がともに働きやすい職場環境の整備促進

- 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進のための啓発を進めます。(雇用政策課、男女共同参画課)
- 育児・介護休業等の取得しやすい職場環境づくりを促進します。(男女共同参画課、雇用政策課)
- 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、特に男性職員の子育て参加を促進します。(人事課)
- 各種の認定制度や表彰制度等を活用し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、優良企業へインセンティブを付与します。(男女共同参画課、契約課、技術管理センター技術管理課、行政経営課)

3 男性の家庭生活・地域活動への参画促進

- 男性も家庭生活での責任を分担できるよう、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。(男女共同参画課、保健所健康増進課、生涯学習センター、公民館)
- 男性が地域活動に参加するきっかけとなるような学習機会を提供するとともに、男女共同参画の視点を持って地域課題の解決に向けた実践的な取組を行うよう啓発します。(男女共同参画課、公民館)

(2)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関する支援

【現状と課題】

「基礎調査」では、女性の職業と生活設計について、「出産をきっかけとして一時家庭に入り、育児が終わると再び職業を持つ方がよい」とする人が47.4%、「結婚や出産の後も仕事を続ける方がよい」とする人は31.2%で男女間の差はほとんどありません。

また、女性が職業を持ち続けていくうえで課題になると思われることについては、「家事や育児・介護との両立が難しい」(72.7%)、「育児休業や介護休業などの制度が不十分である」(45.6%)、「保育施設の数や内容が十分でない」(32.8%)、「男性に比べて賃金が安く、職種も限られている」(26.5%)などとなっています。

誰もが安心して子育てや介護をしながら仕事や地域活動に参画していくためには、子育てや介護について男女がともに主体的に関わっていく意識啓発を行いながら、社会全体で子育てや介護を支援していく取組が必要です。そのため、継続して多様なニーズに合った保育サービスや介護サービスの充実に努めるとともに、地域全体で子育てや介護を支える仕組みづくりを進める必要があります。

また、出産・育児等による就業の中断に加えて、非正規雇用が多いことなどを背景に女性が生活困難な状況に陥りやすいとの指摘もあり、ひとり親家庭等が安心して暮らせる支援体制づくりが求められています。

【具体的取組】

① 子育て支援策の充実

- 就労する保護者の増加や就労形態の多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支えられるよう、延長保育、乳児保育、休日保育、病児保育等各種保育サービスの拡充と質の向上に努めます。(保育課)
- 放課後児童クラブや子どもふれあいスクール事業等、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所の確保の充実に努めます。(こども未来課、障がい福祉課、地域教育推進課、公民館)
- 子育て中の保護者が育児についての不安や悩みを気軽に相談できる体制整備を進めます。(こども未来課、児童相談所、保育課、障がい福祉課、保健所健康増進課)
- 保育付き講座や学習会を開催するなど、子育て中の社会参加の機会づくりを進めます。(男女共同参画課、公民館、各課)

② 介護サービス基盤の整備・充実

- 介護を社会的に支援するため、在宅サービス、施設サービスや相談事業など介護サービスの充実に努めます。(高齢者支援課、地域包括ケア推進課、介護保険課、障がい福祉課)
- 男女が共に介護の担い手になるため、介護についての学習機会や情報提供などの拡充に努めます。また、高齢者本人や介護家族を地域全体で支援するため、認知症に対する正しい理解を啓発します。(高齢者支援課、地域包括ケア推進課)

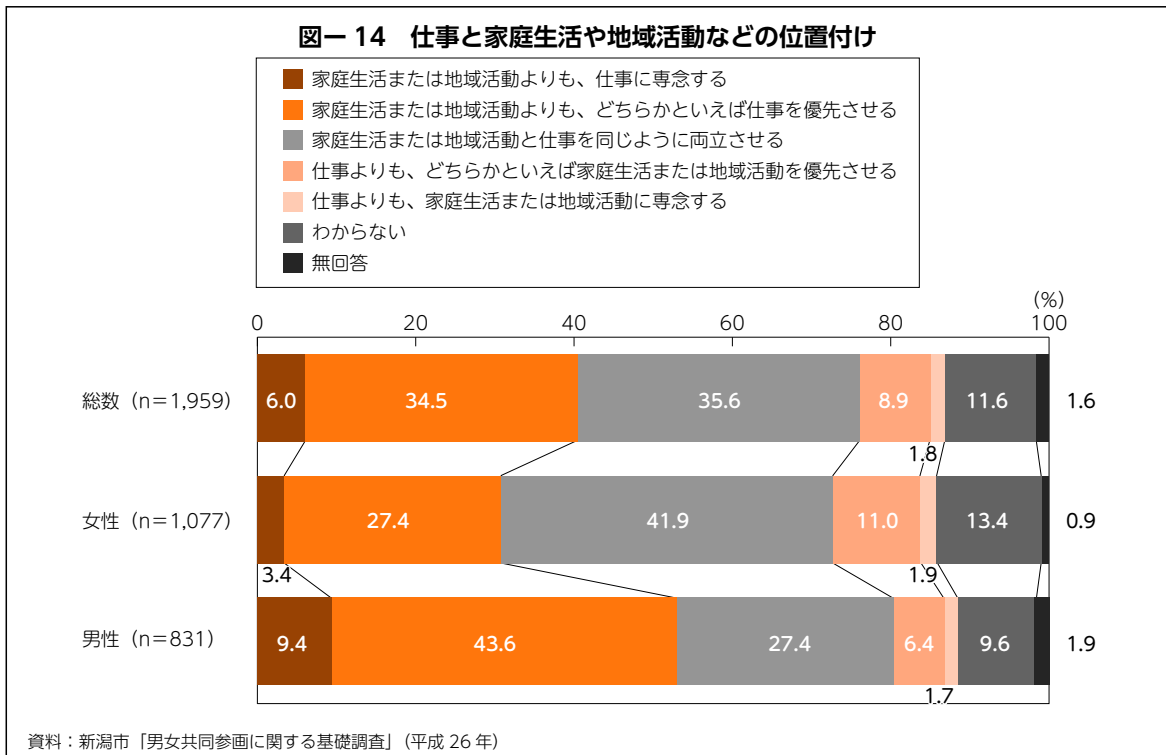
3 地域で支える環境づくり

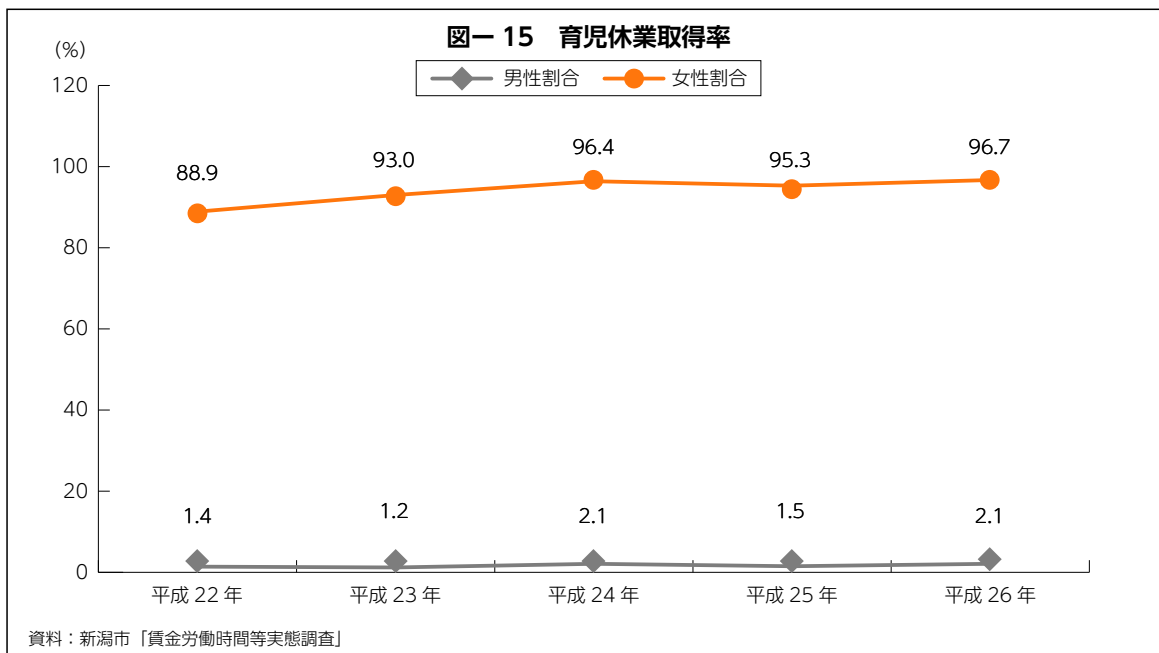
- 子育てを地域全体で支えていくために、地域の人材や市民団体との連携を図りながら子育て支援のネットワークづくりを進めます。(こども未来課、公民館)
- 高齢者や障がい者等が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、地域での高齢者の見守り体制の充実に努め、自立を支えます。(高齢者支援課、地域包括ケア推進課、福祉総務課)
- ボランティア活動や地域活動等を通じて高齢者の社会参画を促進します。(高齢者支援課、地域包括ケア推進課、福祉総務課)

4 ひとり親家庭等への支援の充実

- ひとり親家庭等が安心して子育てし自立した生活が営めるよう、児童扶養手当や医療費助成、母子父子寡婦福祉資金貸付などの経済的支援のほか、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関など関係機関と連携しながら、就労に関する支援、住居や日常生活支援など家庭状態やニーズに応じた総合的な相談支援に努めます。(こども未来課、区役所健康福祉課、保護課)

参考データ





男女が豊かな人生を送るためには、互いの性を十分に理解し、尊重しながら健康を維持していくことが不可欠です。特に女性は、妊娠や出産のための身体的機能を備えており、男性とは異なる健康上の問題に直面することから、思春期、活動期・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階を通じた健康確保の重要性を理解することが大切です。

このため、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の視点から、男女が互いに心身の健康について正しい知識を身につけ、尊重しあい、主体的に行動して自身の健康を管理できるよう健康教育や啓発活動を推進し、生涯にわたり健康を確保できるよう支援します。

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを「得る権利」とされています。（出典：第3次男女共同参画基本計画（内閣府））

（1）性を理解・尊重するための啓発活動の推進

【現状と課題】

「基礎調査」では、「妊娠や出産にかかわる女性の健康と権利に配慮すべきである」と考える人の割合は、約9割となっています。また、「女性の健康と権利について、男女が理解し合うために必要なこと」では、「配偶者やパートナー間の話し合い」（73.8%）に続いて、「学校における性教育」（38.3%）、「学校における女性の健康と権利に関する教育」（35.9%）、「親子間での話し合い」（32.6%）、などとなっています。

このため、若い世代に互いの性を理解し尊重する性教育を実施するとともに、家庭での理解促進のため学習機会や啓発活動を充実していくことが必要です。

また、性的マイノリティといった多様な性のあり方に対する理解を進めることも必要です。

【具体的取組】

① 性に関する正しい知識と理解についての教育・学習機会の充実

- 学校において、性に関する正しい理解・尊重のために発達段階に応じた性教育の指導の充実に努めます。（学校支援課、保健給食課）
- 学校・行政・地域・家庭が連携し、個人が将来のライフデザインを描き、多様な希望が実現できるように性に関する正しい知識と性感染症の適切な予防行動の普及啓発を行います。（学校支援課、保健給食課、保健所健康増進課）

- 地域において、思春期の子どもと保護者に対し、健康・性・こころの問題についての幅広い知識の普及を図ります。(保健所健康増進課、公民館)

2 性と生殖の健康と権利に関する自己決定についての啓発活動の充実

- 男女共同参画推進センター「アルザにいがた」等において、性と生殖の健康と権利に関する自己決定について、正しい理解を促すために、講座の開催や情報提供等により啓発を進めます。(男女共同参画課)

(2)生涯を通じた健康づくりの支援

【現状と課題】

男女が自身の健康に対して、思春期、活動期・出産期、更年期、高齢期等、人生の各段階を通じて的確に自己管理ができるよう支援が必要です。特に、妊娠・出産・育児に関する相談や保健指導、健診の充実とともに、不妊に対する対応も必要となっています。

平成26年度の本市の女性の健康診査受診率は、子宮頸がん検診16.1%、乳がん検診15.1%となっており、早期発見、早期治療のためにより受診しやすい環境づくりが求められています。

また、次世代への影響が懸念される性感染症などについては、予防・啓発や相談・検査体制を充実する必要があります。

【具体的取組】

1 生涯にわたる健康づくりのための支援

- 生活習慣病予防や介護予防のため健康教育や健康相談を実施します。(保健所健康増進課、地域包括ケア推進課、保健給食課)
- がんの早期発見、早期治療を促進するため、各種がん検診を実施します。特に女性特有のがんである子宮頸がん、乳がんの受診率向上に努めます。(保健所健康増進課)

2 こころとからだの相談体制の充実

- 女性のこころとからだ、性に関する専門相談を実施し、問題解決を支援します。(男女共同参画課)

3 妊娠・出産等に関する健康支援

- 個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等の希望が実現できるよう、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。(保健所健康増進課)
- 安心・安全な出産のため、妊娠中の保健指導や健康管理、また産後の母体保護を支援し、あわせて経済的負担の軽減を図ります。(保健所健康増進課)
- 育児の不安を解消するための情報提供や男女で協力することの必要性を啓発します。(保健所健康増進課)
- 特定不妊治療にかかる経済的負担を軽減するため、費用の一部を助成します。(保健所健康増進課)

4 性感染症等への対策

- HIV /エイズ、性感染症、薬物乱用などについて、地域や学校とも連携して正しい知識の普及・啓発、情報提供を行います。(保健所保健管理課、学校支援課、保健給食課)
- HIV /エイズや性感染症について安心して相談ができ、検査が受けやすい環境づくりを進めます。(保健所保健管理課)

配偶者等からの暴力(DV)や交際相手からの暴力(デートDV)、セクシュアル・ハラスメントなどは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、その被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は個人の尊厳を害し、男女が対等な構成員として社会に参画する際の障壁となるもので、男女共同参画社会の実現のために克服すべき重要な課題です。

本市では、広報、相談、被害者支援等に取り組んでいますが、こうした被害をなくすためには、DV等の人権侵害行為に関する理解を深めてもらい、企業・学校・地域等あらゆる場面で暴力は許さないという意識を醸成していくことが必要です。

特にDVは外部から発見しづらい家庭内や親密な関係において行われるため、その被害が深刻化・潜在化しやすいという特徴があります。また、被害者が加害者から離れた後も、暴力の影響により心身の回復に時間がかかったり、失業を余儀なくされ経済的基盤を確立できないなど、自立した生活を送るためには、多くの課題があり時間もかかります。

このため、本市では、DV防止及び被害者の保護や自立支援のための施策を総合的に実施していくため、「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」を策定し、女性に対する暴力の根絶に向けた施策を推進していきます。

(1)DVの根絶とDV被害者への総合的な支援体制づくり

新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画

※具体的な取組については、次章「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」に基づき、施策を実施していきます。

(2)セクシュアル・ハラスメント、女性に対する暴力防止対策の推進

【現状と課題】

職場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法で事業主に雇い管理上の措置義務があります。また、「新潟市男女共同参画推進条例」では、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野においてセクシュアル・ハラスメントなど「性別による権利侵害の禁止」を規定しています。

本市ではセクシュアル・ハラスメント防止の啓発に努めてきましたが、職場だけでなく教育の場や地域活動等でのセクシュアル・ハラスメントについても防止に向けた意識啓発を行い、正しい理解を広めていくことが必要です。また、働く女性が妊娠・出産を理由に受けるマタニティ・ハラスメント防止の啓発に一層取り組むことが求められています。

近年、性犯罪・ストーカー行為等の犯罪や、インターネットやゲームソフトなどでの女性に対する性暴力表現、性の商品化、リベンジポルノ、SNSを使った人権侵害等が問題になっています。

人間としての尊厳を傷つける女性に対する暴力についての認識を徹底し、その防止に努める

とともに、安心して暮らせる環境づくりを進めることが必要です。

【具体的取組】

① セクシュアル・ハラスメントの防止

- セクシュアル・ハラスメントを防止する環境づくりのため、パンフレット等を活用した啓発を進めます。(男女共同参画課、雇用政策課)
- セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口等の情報提供に努めます。(男女共同参画課、雇用政策課)
- 市職員や教職員に対し、セクシュアル・ハラスメントの防止を周知徹底します。(人事課、教職員課)
- マタニティ・ハラスメント防止のための啓発を進めます。(雇用政策課、男女共同参画課)

② 女性に対する暴力防止の啓発や相談等の対策と安全な環境づくり

- 関係機関等と連携して女性に対する暴力防止のための意識啓発や、性犯罪、ストーカーなどの犯罪等に巻き込まれないよう、地域での広報・啓発活動を進めます。(男女共同参画課、市民生活課)
- 青少年に悪影響を及ぼす恐れのある社会環境の浄化活動を行うとともに、地域団体等と協力して安全な環境づくりを進めます。(地域教育推進課、市民生活課)

第4章

新潟市配偶者等からの 暴力防止・被害者支援 基本計画

第4章

新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画

1 計画の位置づけ

この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項の規定に基づく基本計画であり、本市における施策の基本方向と実施内容について定めたものです。

この計画は、「第3次新潟市男女共同参画行動計画」に含めるかたちで策定しています。

2 計画期間

計画期間は、「第3次新潟市男女共同参画行動計画」と同様に平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

計画期間中にDV防止法の改正等により基本的な事項の見直しや新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直します。

3 DVの現状

■DV相談件数

【新潟市】

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
配偶者暴力相談支援センター	—	—	663	920	734
区役所	323	368	341	1,544	3,309
男女共同参画推進センター「アルザにいがた」	231	221	269	301	250
計	554	589	1,273	2,765	4,293

※「区役所」は、女性相談員の相談件数

[新潟市男女共同参画課調べ]

【新潟県】

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
女性福祉相談所	503	546	496	407	300
警察	576	741	777	888	955

[新潟県児童家庭課・新潟県警察本部調べ]

※新潟県女性福祉相談所：新潟県配偶者暴力相談支援センター機能を果たす機関

※新潟県警察の数値は、暦年の認知件数

■DVによる一時保護件数(新潟県)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
女性福祉相談所	24	43	31	26	26

[新潟県児童家庭課調べ]

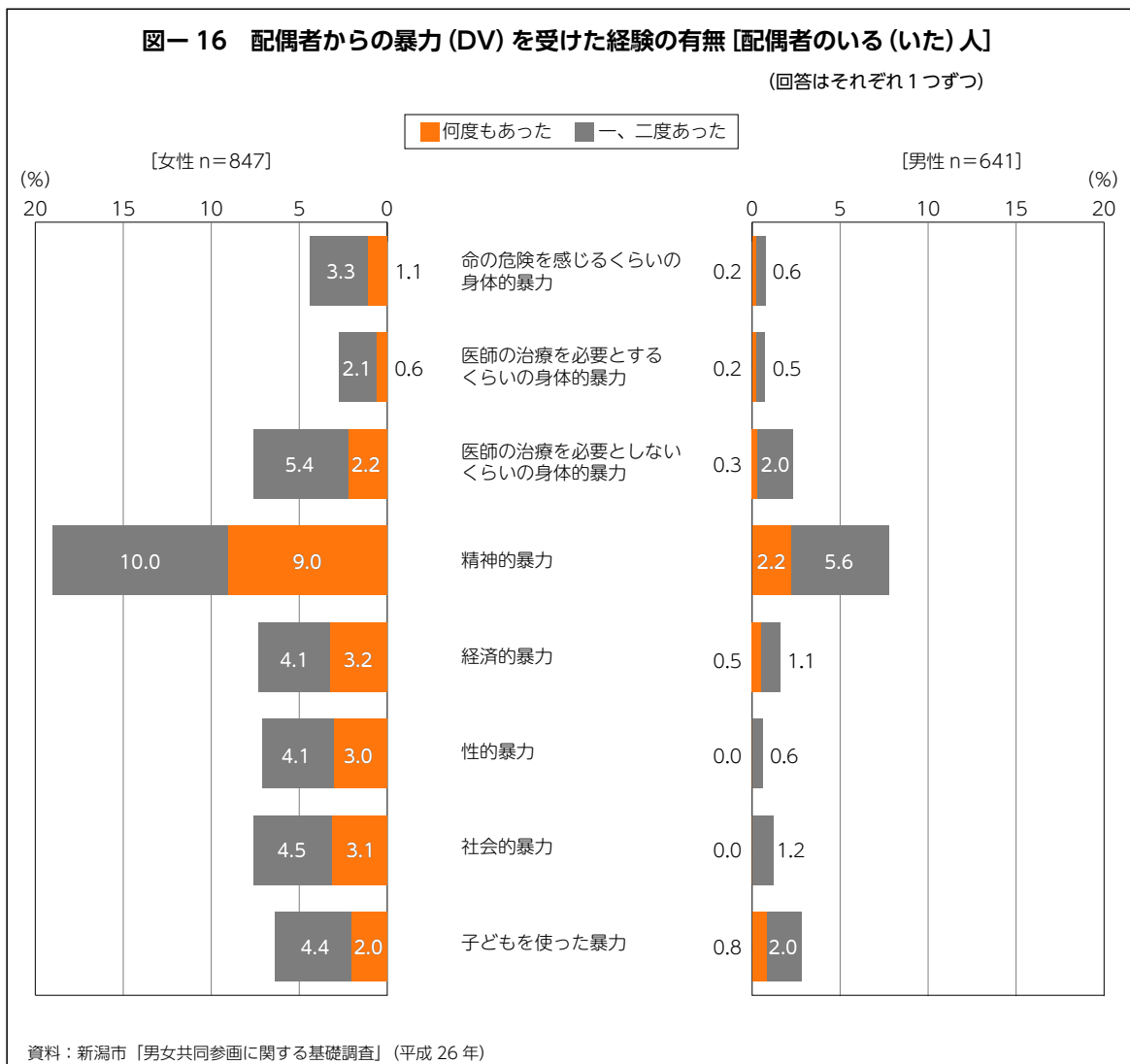
■保護命令発令件数(新潟県)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
新潟地方裁判所	48	47	39	34	36

[最高裁判所調べ]

■DV被害の経験(新潟市)

「基礎調査」において、配偶者等から下図のような暴力を一度でも受けたことがある人は20.6%で、女性では26.3%、男性では11.5%となっています。



※精神的暴力…おどす、無視する、人格を否定する、交友関係や行動を監視するなど
 経済的暴力…生活費を渡さない、働くことを妨害するなど
 性的暴力…性行為や中絶を強要する、ポルノ雑誌を無理に見せる、避妊に協力しないなど
 社会的暴力…外出や行動を制限する、(携帯)電話・メールを細かく監視するなど
 子どもを使った暴力…人格をおとしめるような言葉を子どもに聞かせるなど

4

計画の基本的な方向性

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

しかし、家庭内の問題、個人的な問題としてとらえられることも多く、被害が潜在化・深刻化しやすい特性があります。

「基礎調査」では、配偶者などから何らかの暴力を受けた経験のある人は、女性では26.3%、男性では11.5%となっています。また、相談窓口でのDVに関する相談件数は増加の傾向にあります。

本市では、DVに関する相談窓口の明確化、DV被害者の相談から保護・自立までの切れ目ない総合的な支援の実施、DV防止及び被害者支援体制の整備を目的に、平成24年7月に新潟市配偶者暴力相談支援センター（以下 配偶者暴力相談支援センター）を開設しました。

DV防止施策の推進にあたっては、DVに関する理解を広めるとともに、配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関や民間支援団体との連携を強化し、DV被害者の人権を尊重した適切な相談・保護・自立支援を切れ目なく総合的に実施していく必要があります。

この計画では、次の4項目を施策の方向として取組を進めます。

(1) DVを容認しない社会づくりの推進

(2) 配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実

(3) DV被害者の保護体制と自立支援の充実

(4) 関係機関や民間支援団体との連携の強化

ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からの身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、性的暴力、経済的暴力など。

なお、DV防止法では、配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び元配偶者を含む。以下「配偶者」という。)からの身体的暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を「配偶者からの暴力」としています。

また、平成25年の法改正により「生活の本拠を共にする交際相手(元生活の本拠を共にする交際相手を含む。以下「生活の本拠を共にする交際相手」という。)」からの暴力等についても、法が準用されることになりました。

デートDV

配偶者、生活の本拠を共にする交際相手以外の交際相手からの暴力

※本計画では「DV防止法」に規定する配偶者からの暴力、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びDV防止法の対象となっていないデートDVも含めるものとします。

配偶者暴力相談支援センター

DV防止法では、「市町村は当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする」と規定されています。支援センターの機能としては、①相談又は相談機関の紹介、②カウンセリング、③被害者及び同伴者の緊急時における安全確保及び一時保護、④被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助などがあります。

5 施策の内容

(1) DVを容認しない社会づくりの推進

【現状と課題】

DVを防止するためには、DVについての理解を浸透させるとともに、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していく必要があります。本市では、広報紙や講座などにより市民への広報・啓発を行っていますが、DVについての理解を一層深めるため、DVの実態や問題性、DVが重大な人権侵害であるということについてあらゆる機会を捉えた啓発が必要です。

近年は、配偶者間だけではなく、交際相手からの暴力いわゆる「デートDV」も問題となっています。本市では、学校や民間支援団体と連携して、高校生や大学生などを対象としたデートDV防止セミナーを実施していますが、若年層へのDV防止の啓発や男女の人権尊重の意識を高める教育・学習は重要であり、一層充実していく必要があります。

また、DV防止のためには、加害者の更生に関する施策も課題となっています。現在、国においては加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努めるとされていることから、今後、国などにおける加害者更生プログラムの調査研究の状況について情報収集と情報提供を行っていくことが必要です。

DVについては、早期の対応が深刻な状況に陥ることを防ぐことになるため、被害者が早期に適切な相談や支援が受けられるようにすることが重要です。「基礎調査」では、DV被害の経験があると回答した人のうち、DVについてどこにも相談しなかったという人は40.1%となっており、その理由としては、「相談するほどのことではないと思った、または自分の愛情で相手を変えられと思ったから」(35.0%)、「自分にも悪いところがあったから」(31.7%)などが高い割合となっています。前回21年に実施した調査と比較すると、どこにも相談しなかった人の割合は、46.6%から6.5ポイント減少しましたが、まだ被害者の中には、DVを受けているとの認識がなかったり、あったとしてもどこにも相談せずに抱え込んでいる状況もあると思われます。

また、市民がDVを身近で見聞きした経験については、「身近に被害を受けた人がいる」(13.0%)、「身近な人から相談されたことがある」(5.6%)となっています。一方、DVに関する相談窓口については、「知らない」とした人は、前回調査では56.8%だったところ、今回調査では52.2%と減少したものの、依然半数以上でした。

本市では、相談窓口について、配偶者暴力相談支援センターのリーフレットとカードを作成し、さまざまな施設等に配置し、また関係者に情報提供して、周知を図っていますが、被害者

が早期に適切な支援が受けられるよう、より効果的な方法を検討していく必要があります。

【具体的取組】

① DV防止の意識啓発の推進

- DVが人権侵害であるという認識を深め、暴力を容認しない意識の醸成を図るため、リーフレットやカード、広報紙、ホームページなどを活用し、市民や事業者等に対する広報活動を充実します。(男女共同参画課)
- DVに関する理解促進を図るため、講演会や講座などの啓発事業を実施します。(男女共同参画課)
- 若年層への教育・啓発を推進するため、学校等における人権教育を実施するほか、デートDV防止セミナー等の啓発事業を行います。(男女共同参画課、学校支援課)
- 加害者更生に関する国等の調査研究の状況について、情報収集と情報提供を行います。(男女共同参画課)

② DV相談窓口の周知

- 配偶者暴力相談支援センターのリーフレットやカードを作成し、被害者が早期に適切な支援が受けられるよう、より効果的な方法でDV相談窓口について広く市民に周知していきます。(男女共同参画課)
- 外国人や障がいのある人など個々の状況に配慮した情報提供を充実するとともに、関係団体等についても情報提供に努めます。(男女共同参画課、国際課、障がい福祉課)
- 被害者を早期に発見するため、保健・医療・福祉・教育関係者や民生委員・児童委員など地域の福祉関係者に対し、DV防止の啓発や相談窓口についての情報提供を行います。(男女共同参画課)

(2) 配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実

【現状と課題】

本市では、配偶者暴力相談支援センターを中心に区役所の女性相談員及び女性相談担当課、男女共同参画推進センター「アルザにいがた」相談室等においてDV相談を実施しています。DVに関する相談は、件数が増加傾向にあるだけでなく相談内容も多様化、複雑化しています。DV被害者が安全に安心して相談できるよう相談窓口の安全を確保し、夜間・休日等の時間外における関係機関との連携、外国人や障がいのある被害者への配慮など体制を強化していく必要があります。

相談は被害者支援の入口でもあることから、個々の状況を見極め、適切な支援につないでいくことが求められます。相談員は、DVの特性を理解するとともに、被害者の個人情報保護、安全と安心の確保、DVは同性パートナー間にも存在することなど、被害者の立場に立った配慮をし、適切な情報提供と支援を行うため、知識や技術の向上を図る必要があります。また、被害者は多岐にわたる問題を抱えていることが多く、さまざまな相談窓口を利用します。窓口

の職員が不適切な対応をすることによって、被害者に二次的被害を与えることがないよう、業務を行う職員はDVについて十分理解することが必要です。本市では、情報交換や研修を行っています。今後も継続して実施することが必要です。

また、医療機関や保健・福祉機関など日常業務を通じてDV被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員が被害者を早期に相談窓口につなぐことができるよう、DV防止や通報について周知するとともに、相談関係機関等によるケース検討会議の実施などにより連携を強化し、相談・支援の充実を図ることが必要です。

【具体的取組】

1 安全に安心して相談できる体制づくり

- 被害者の安全と秘密の保持に配慮した相談環境を整えます。(男女共同参画課、区役所健康福祉課、区役所保護課)
- 夜間や休日等時間外の緊急の安全対策については、新潟県女性福祉相談所および警察との連携を強化します。(男女共同参画課)
- 外国人や障がい者、性的マイノリティなどさまざまな被害者が安心して相談できるよう、外国語通訳や手話通訳など個々の状況に配慮した相談・対応に努めます。(男女共同参画課、国際課、障がい福祉課、区役所健康福祉課、区役所保護課)

2 相談従事者の研修の充実

- 相談員の知識と技術の向上を図るため、DVの特性や相談手法、各種制度に関する研修を充実するとともに、困難事例等についてアドバイスができる体制づくりに努めます。(男女共同参画課)
- 相談窓口等における被害者への二次的被害防止を図るため、「DV相談窓口調整会議」等を行い、関係職員の研修を実施します。(男女共同参画課)

3 相談窓口等の連携強化

- 被害者を早期に発見し、適切な相談や支援につなぐため、医療機関や保健・福祉機関等との連携・協力体制の充実を図ります。(男女共同参画課、区役所健康福祉課、区役所保護課、関係課)
- ケース検討会議の実施などにより相談関係機関等の相互の連携強化を図ります。(男女共同参画課、区役所健康福祉課、区役所保護課、関係課)

(3) DV被害者の保護体制と自立支援の充実

【現状と課題】

DV加害者の暴力から被害者を緊急に保護する必要がある場合、本市では、配偶者暴力相談支援センターが中心となり、警察と連携して新潟県女性福祉相談所などの一時保護所へつないでいます。更に、被害者が一時保護されるまでの間、必要に応じて避難場所を提供するなど、安全確保に向けた体制づくりを行っています。また、区役所の女性相談員や関係課とともに被害者の相談に応じ、自立に向けた支援の情報提供や調整を行うなど、相談から保護・自立支援

まで切れ目のない総合的な支援を行っています。

被害者支援には多岐にわたる部署が関係することから、相談担当者は、被害者の精神的負担を軽減し相談を具体的な解決に繋げるために相談対応マニュアルを活用し、相談者に寄り添いながら関係部署と連携・調整を図ることが大切です。また連携に際しては個人情報の保護に関する法律及び新潟市個人情報保護条例を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなくてはなりません。

被害者が生活を再建し自立するためには、住宅の確保や就業、生活費の問題、子どもの就学の問題など生活全般にわたる幅広い支援が必要です。本市の場合、市域が広域であり関係機関が同一建物内に集まっていないことから、被害者の状況やニーズに応じて各種制度を活用することができるよう、必要に応じて相談員が窓口に行き支援を行っています。今後さらに被害者の精神的負担の軽減や安全確保に努めなければなりません。

被害者は、さまざまな悩みを複合的に抱えることにより、不安定な精神状態に陥ることも少なくないため、必要に応じて専門的なケアが受けられるようにする必要があります。

また、被害者の子どもについても、安全確保やこころのケアについて配慮し、支援することが必要です。DVの環境下に子どもを置くことは、子ども自身が暴力を受ける可能性があるばかりでなく、児童虐待防止法では心理的虐待にあたることとしていることから、子どもへの深刻な影響があることを考慮し、児童相談所などの専門機関と連携してケアを行うことが必要です。

外国人、高齢者、障がいのある被害者については、それぞれの状態に配慮した保護・自立支援を行うことが求められており、関係機関や支援団体と連携して支援することが必要です。

【具体的取組】

① 安全に配慮した保護体制の充実

- 新潟県女性福祉相談所や警察と連携し、安全かつ迅速に被害者を一時保護につなげます。(男女共同参画課、区役所健康福祉課、区役所保護課)
- 一時保護が開始されるまでの間、必要に応じて避難場所を提供します。(男女共同参画課)

② 総合的な相談支援体制の充実

- 配偶者暴力相談支援センターを中心とした総合的な支援体制づくりを進めます。(男女共同参画課、関係課)
 - ・被害者の相談・支援にあたる配偶者暴力相談支援センター及び各相談窓口の機能を充実するとともに、相談・支援部署の連携を図り、切れ目のない被害者支援を行います。
- 配偶者暴力相談支援センター相談員・女性相談員向けマニュアルを活用し、円滑な支援を行います。(男女共同参画課、区役所健康福祉課、区役所保護課)
- 被害者の精神的負担の軽減や安全確保のため、関係機関と連携し、必要に応じた同行支援を行います。(男女共同参画課、関係課)
- 被害者やその家族などに関する個人情報の管理・保護を徹底します。(男女共同参画課、関係課)

3 自立支援策の充実

- 被害者の意思を尊重しながら状況に応じた支援策を調整し、生活再建に向けて継続的な支援を行います。(男女共同参画課、区役所健康福祉課、区役所保護課)
- 生活支援のための各種制度の情報提供や手続き支援などを行います。(男女共同参画課、市民生活課、福祉総務課、こども未来課、保険年金課、区役所区民生活課、区役所健康福祉課、区役所保護課、関係課)
 - ・生活保護制度、生活困窮者自立支援制度、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度などの活用
 - ・健康保険、医療費助成、年金、児童扶養手当等の制度に関する情報提供と手続き支援
 - ・ひとり親家庭日常生活支援事業、母子・父子自立支援員による相談等の支援
 - ・住民基本台帳の閲覧等の制限等についての情報提供と適切な実施
 - ・多重債務相談を通じた生活支援
 - ・保護命令制度、法律相談等に関する情報提供と手続き支援
- 市営住宅等への入居支援を行うとともに、住宅確保に向けた支援を行います。(男女共同参画課、こども未来課、住環境政策課、区役所健康福祉課)
 - ・母子生活支援施設での自立に向けた支援が必要な母子世帯の場合は入所による支援を実施
 - ・市営住宅の母子世帯向け住宅についての入居に関する情報提供
 - ・市営住宅の入居抽選時における優遇
- 就業に関する相談や職業訓練制度の情報提供など就業に向けての支援を行います。(こども未来課、区役所健康福祉課、区役所保護課)
 - ・ハローワーク等の就業支援情報の提供
 - ・ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
 - ・自立支援給付金事業
- 被害者にこころのケアが必要な場合は、専門の関係機関と連携し支援を行います。(こころの健康センター、男女共同参画課)
 - ・こころの健康センターや男女共同参画推進センター「アルザにいがた」相談室等との連携による支援
- 被害者の同伴児童など、DV被害の環境下にある子どもについては、児童相談所など専門の関係機関や学校・幼稚園・保育園などと連携し、安全確保やこころのケア、学習支援、親子心理的支援事業などを行います。(児童相談所、保育課、区役所健康福祉課、学務課、学校支援課、区教育支援センター、男女共同参画課)
 - ・転校等にあたっての配慮、居住地情報の保護
 - ・スクールカウンセラー等によるこころのケア
 - ・被害者親子を対象とした心理的支援事業の実施
- 外国人、高齢者、障がいのある被害者については、それぞれの状況に配慮し、関係機関や支援団体と連携して支援を行うとともに、状況に応じて通訳等を介し、相談手続き等の支援を行います。(国際課、高齢者支援課、障がい福祉課、区役所健康福祉課、男女共同参画課)

(4) 関係機関や民間支援団体との連携の強化

【現状と課題】

DV対策については、幅広い分野にわたる関係機関等が、情報交換や具体的なケースに関する協議を行うなど、さまざまなかたちで効果的に連携する必要があります。

DVと関係の深い児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待についても日常業務において関係機関との緊密な連携がとれるようにするとともに、本市の「DV相談窓口調整会議」や既存の関係機関のネットワークを通じて、被害者の抱える複雑多岐にわたる問題に対処していくことが求められています。

民間支援団体については、DV防止啓発活動や被害者に対するきめ細かい支援活動を行っており、その役割は大きなものとなっています。団体の活動を支援するとともに、連携を強化し、事業の一部は委託するなど、協働してDV防止・被害者支援施策の充実を図っていく必要があります。

【具体的取組】

① 児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待対策関係機関との連携

- DVのある家庭環境で生活する子どもや高齢者、障がい者への支援について、児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待対策関係機関との連携を図ります。(男女共同参画課、児童相談所、高齢者支援課、障がい福祉課、区役所健康福祉課、区役所保護課)

② 関係機関・民間支援団体との連携体制の強化と協働の推進

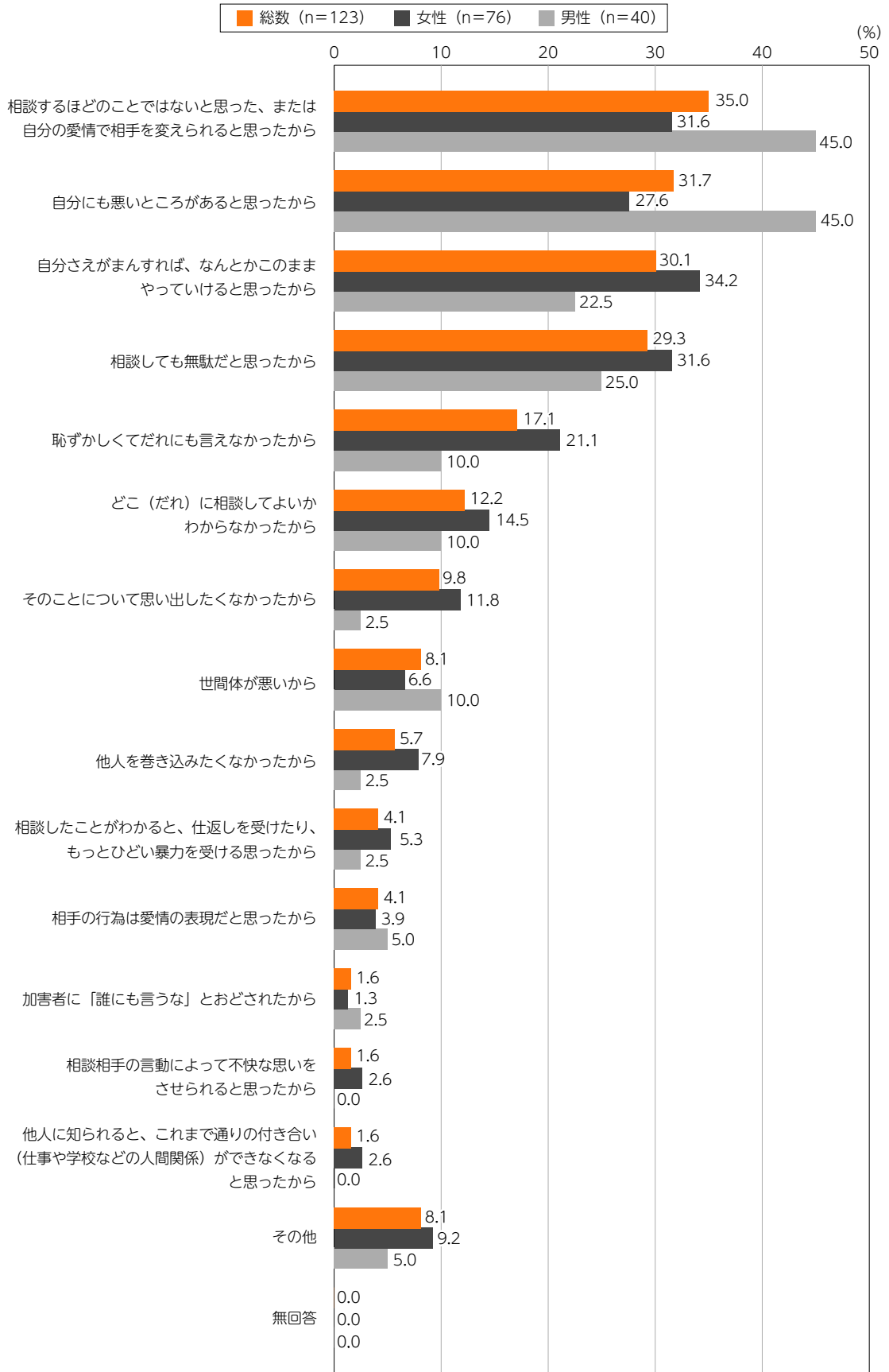
- 本市の「DV相談窓口調整会議」や新潟県の「配偶者暴力防止連絡会議」「実務担当者会議」等を通じて関係機関や団体との連携を図ります。(男女共同参画課)
- 民間支援団体との連携を図り、団体の活動に対する支援を強化するとともに協働を推進します。(男女共同参画課)

図-17 配偶者からの暴力(DV)に関する相談先 (複数回答)



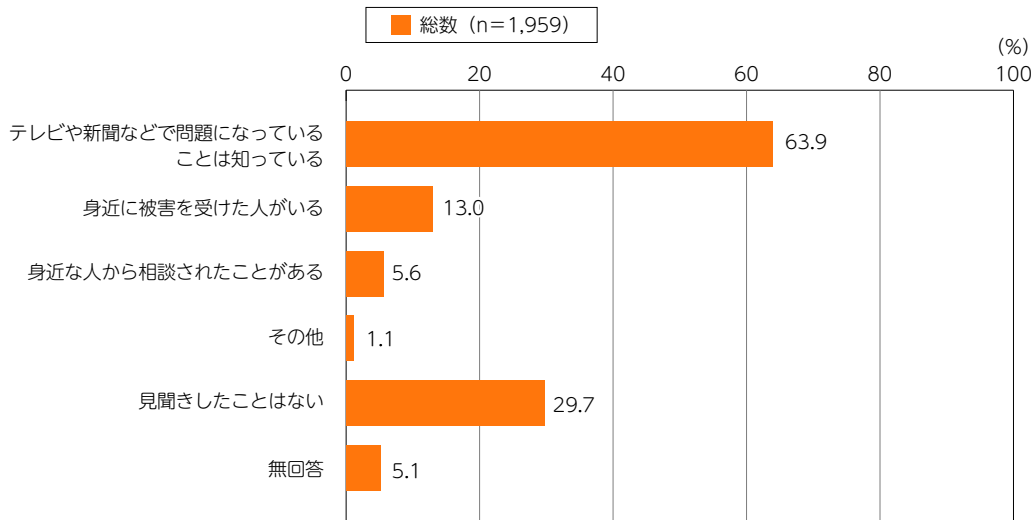
資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成 26 年)

図一 18 配偶者からの暴力(DV)に関する相談をしなかった理由 (複数回答)



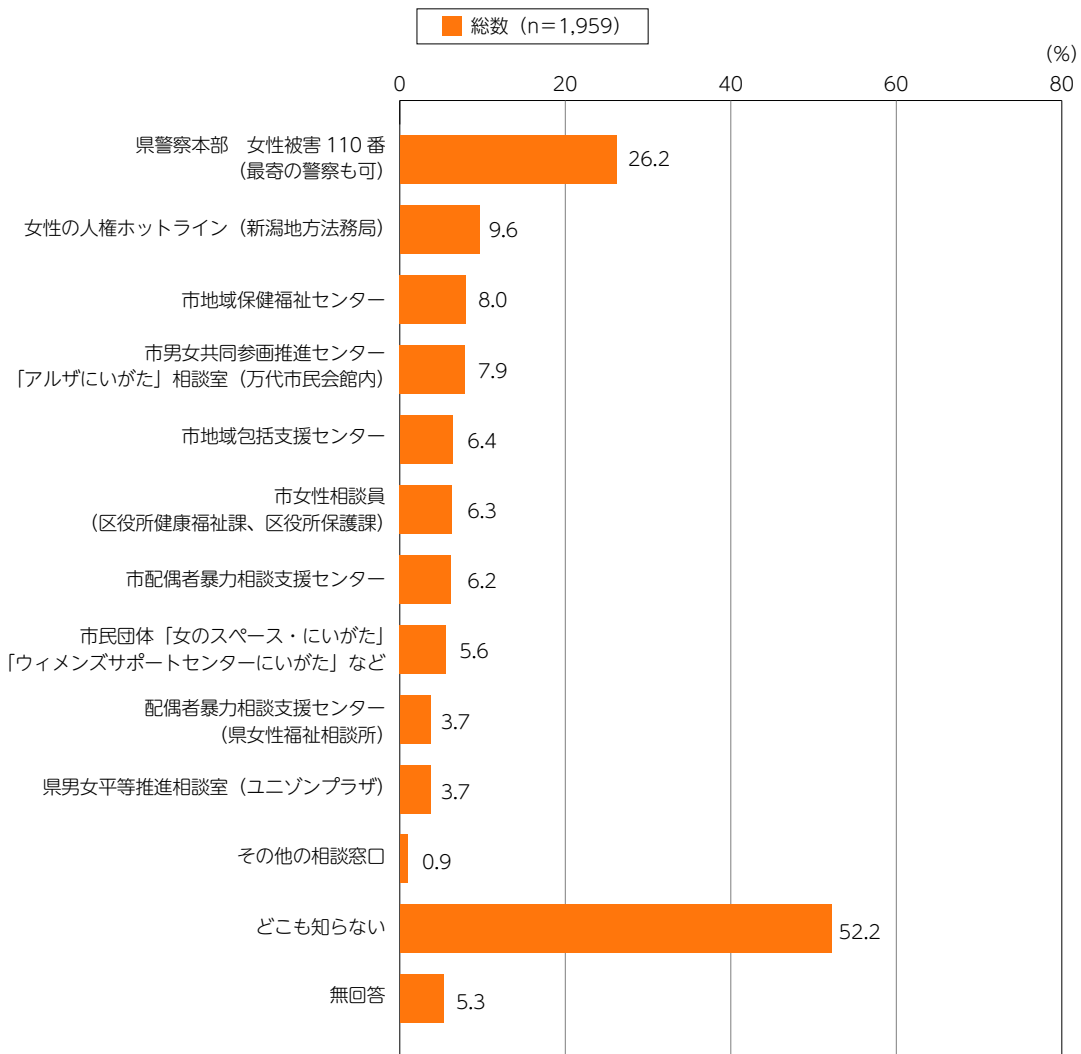
資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成 26 年)

図-19 DVを身近で見聞きした経験 (複数回答)



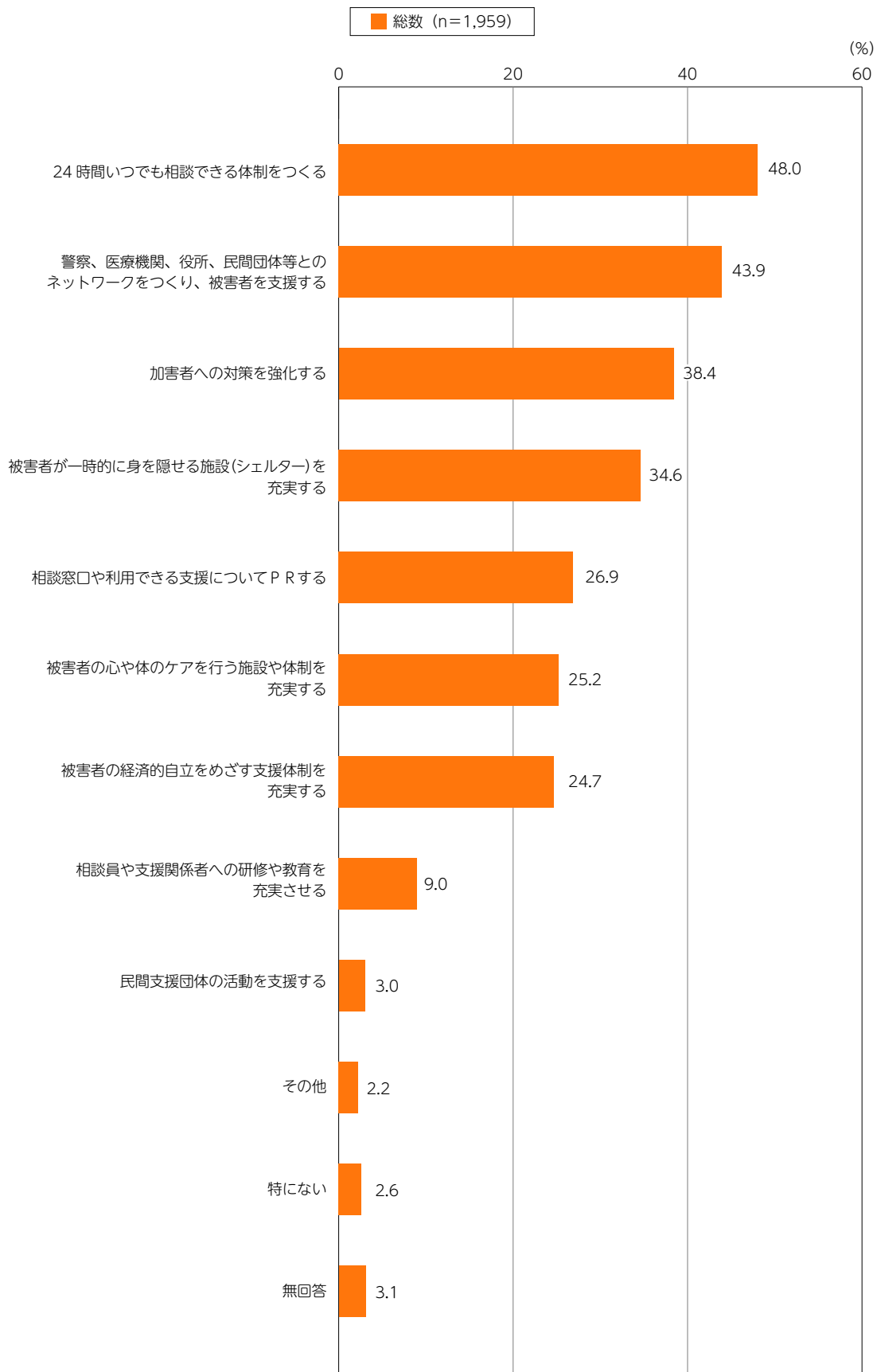
資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成 26 年)

図-20 DVに関する相談窓口の認知度 (複数回答)



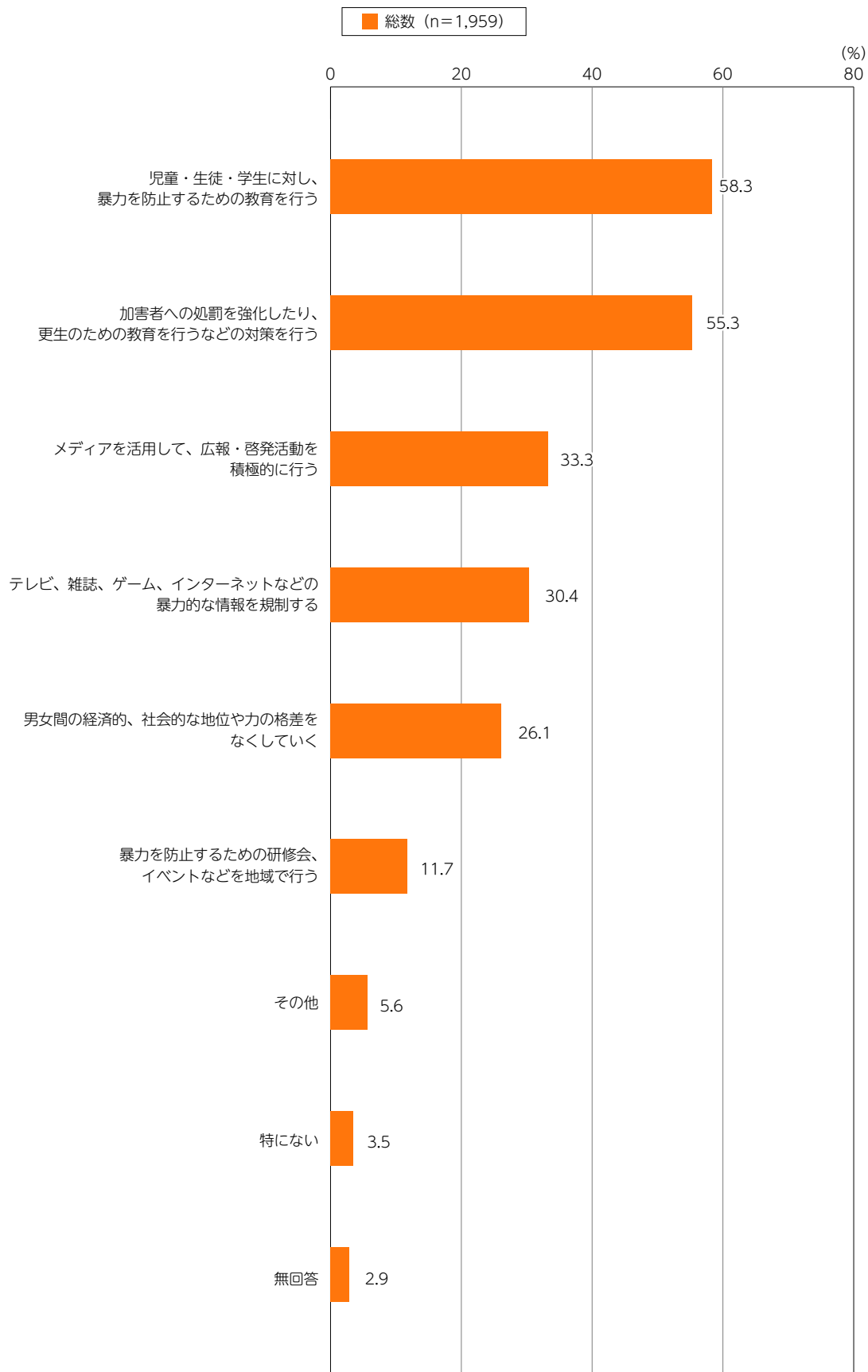
資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成 26 年)

図-21 DV 被害者支援のために必要なこと (回答は3つまで)



資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成 26 年)

図-22 DV防止のために必要なこと (回答は3つまで)



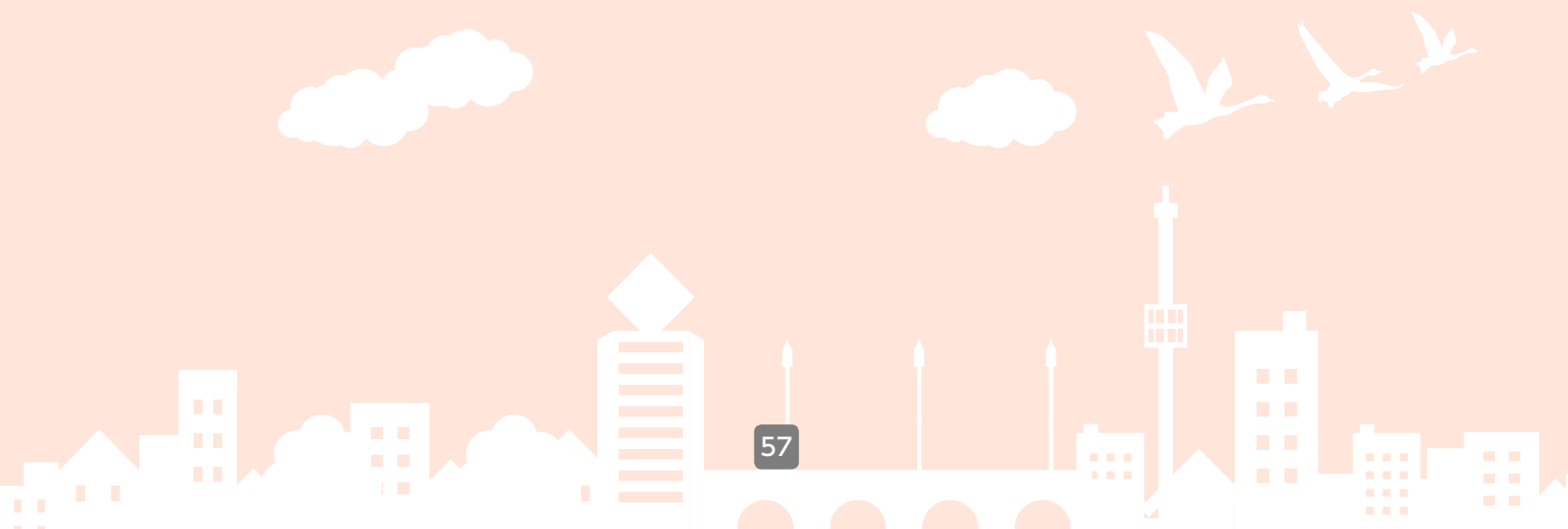
資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成 26 年)

第4章

新潟市配偶者等からの暴力防止・
被害者支援基本計画

第5章

計画の推進



第5章

計画の推進

1 計画の進行管理

第3次新潟市男女共同参画行動計画に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を着実に進めていくため、達成度を測るための指標を設定したうえで毎年点検・評価し、その結果を公表します。

(1) 指標の設定

本計画の6つの目標ごとに、達成度を測るための指標を設定し、計画期間中に達成すべき数値目標を設定します。

指標は、事業実施による成果を測る成果指標を設定することとし、活動指標も取り入れながら毎年の評価を行っていきます。

(2) 評価と公表

本計画に基づく施策の実施状況を毎年点検・評価し、年次報告書を作成して公表します。

男女共同参画の推進に関する個別事業の実施状況及び目標ごとの達成状況を新潟市男女共同参画審議会に報告し、その評価を受け、計画の進捗状況を市民に分かりやすく公表します。

2 推進体制の充実・強化

本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、各部署が男女共同参画の視点を持って施策を総合的、計画的に進めるため、職員の男女共同参画についての理解を深めるとともに、庁内における推進体制の充実・強化を図ります。

あわせて、市民団体や事業者等との連携、協働を進めるとともに、国・県等関係機関との連携強化を図ります。

また、男女共同参画施策の充実を図るため、定期的に、男女共同参画推進に関する実態把握を行います。

(1) 男女共同参画審議会

市長の附属機関である新潟市男女共同参画審議会は、市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する重要事項について調査、審議し市長に答申するほか、計画の進捗状況についての評価等を行い、必要と認められる事項について市長に意見を述べます。

(2) 男女共同参画推進会議

本計画を全庁的な取組の下で進めるため、市長を議長とし全部長等で構成する新潟市男女共同参画推進会議を定期的を開催し、各部署が男女共同参画の視点に立ち、施策を総合的かつ計画的に推進します。

(3) 男女共同参画の視点を持った施策の推進

職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持って施策を推進することができるよう、男女共同参画についての理解を深めるための情報提供や研修を充実します。

(4) 拠点施設の機能の充実

新潟市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」は、本市の男女共同参画を推進する施策を実施し、市民、事業者、市民団体による取組を支援するための拠点施設として、能力開発・職業支援・情報・相談・調査研究・交流・保育の7機能の一層の充実を図ります。特に、情報発信機能の充実や公民館や市民団体と連携した地域への男女共同参画啓発事業の展開を図ります。

また、新潟市配偶者暴力相談支援センターは、DV被害者支援の中心機関として、本計画の前章のとおり、(1)DVを容認しない社会づくりの推進 (2)配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実 (3)DV被害者の保護体制と自立支援の充実 (4)関係機関や民間支援団体との連携の強化を行います。

(5) 男女共同参画地域推進員

各区の男女共同参画地域推進員と連携し、地域での男女共同参画を推進するための啓発活動の取組を進めます。

(6) 市民、市民団体、事業者等との連携、協働

男女共同参画社会を実現するためには、行政だけでなく市民や市民団体、事業者等による主体的な取組が不可欠です。そのため、意見交換・協議を行う場を設けることなど、市民団体や事業者等との連携を一層進め、事業の協働実施に積極的に取り組みます。

(7) 男女共同参画苦情処理制度

市が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情を申し出ることができる苦情処理制度が広く活用されるよう、より一層の市民周知を図ります。

(8) 関係機関等との連携強化

国・県等の関係機関との一層の連携を進め、情報の共有化や事業協力を図ります。

指標一覧

	項目	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	
目標1	1 市民の性別役割分担意識 「男は仕事、女は家庭(家事・育児)」という考え方を 否定する人の割合	52.6%	80%以上	
	2 男女共同参画社会という用語の周知度 男女共同参画社会を知っている人の割合	59.9%	80%以上	
	3 男女の地位の平等感	法律や制度	30.9%	40%以上
		社会通念・ 慣習・しきたり	10.8%	15%以上
		家庭生活	34.3%	40%以上
		地域社会	31.3%	40%以上
4 小・中学校の男女平等教育パン フレットを活用した授業割合	小学校3年生	98.2%	100%	
	小学校6年生	98.2%		
	中学校2年生	84.2%		
目標2	5 審議会等における女性委員割合	41.2% ※1	45%以上	
	6 女性委員のいない審議会等の割合	0% ※1	0%	
	7 農業委員における女性委員の割合	6.0%	10%以上	
	8 市職員の管理職(課長以上)における女性の割合	8.6% ※2	10%以上	
	9 市職員の係長昇任者における女性の割合	45.5% ※2	42%以上	
	参考 市立小・中学校の校長・ 教頭における女性の割合	小学校・校長	17.3% ※2	-
小学校・教頭		20.2% ※2		
中学校・校長		8.9% ※2		
中学校・教頭		8.5% ※2		
目標3	10 職場における男女の地位の平等感	21.0%	30%以上	
	11 家族経営協定締結農家の割合	11.7%	市内認定農業者 数の15%以上	
	参考 所定内賃金の男女格差	76.1%	-	
目標4	12 男性の育児休業取得率	2.1%	13%以上	
	13 共働き夫婦の家事等平均時間の格差	220分 (女性290分) (男性 70分)	180分以内	
	14 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バラン ス)」という用語の周知度(新設)	44.3%	70%以上 (新設)	
目標5	15 妊娠や出産にかかわる女性の健康と権利に配 慮すべきであると考えている人の割合	88.7%	100%	
目標6	16 DV被害にあったときの相談窓口を知ってい る人の割合	42.5%	60%以上	

※1 平成27年7月1日現在

※2 平成27年4月1日現在

参考資料

- 第3次新潟市男女共同参画行動計画策定の経過
- 新潟市男女共同参画審議会委員名簿
- 新潟市男女共同参画推進条例
- 男女共同参画社会基本法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 男女共同参画に関する国内外の動き

第3次新潟市男女共同参画行動計画 策定の経過

平成26年度

期 日	事 項
平成26年 6月 1日 ～ 6月15日	○男女共同参画に関する基礎調査 ・市内在住の満15歳以上の男女個人4,000人を対象に実施 ・有効回収数(率) 1,959人(49.0%)

平成27年度

期 日	事 項
平成27年 4月28日	○男女共同参画審議会 ・「次期新潟市男女共同参画行動計画の基本的事項について」審議会に諮問 ・男女共同参画の現状について
平成27年 6月12日	○配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画策定部会 ・新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画案について ・民間支援団体との意見交換 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <<民間支援団体名>> ◇特定非営利活動法人 女のスペース・にいがた ◇特定非営利活動法人 新潟フェミニストカウンセリングセンターまど ◇特定非営利活動法人 ウィメンズサポートセンターにいがた </div>
平成27年 7月 6日	○男女共同参画審議会 ・男女共同参画行動計画案について
平成27年 8月11日	○配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画策定部会 ・新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画案について
平成27年 8月28日	○男女共同参画審議会 ・男女共同参画行動計画案について
平成27年 9月29日	○男女共同参画審議会 ・男女共同参画行動計画案について
平成27年10月28日	○男女共同参画審議会 ・男女共同参画行動計画案について
平成27年11月30日	○男女共同参画審議会から「第3次新潟市男女共同参画行動計画案」として市長に答申
平成27年12月21日 ～平成28年1月20日	○第3次新潟市男女共同参画行動計画案への市民意見募集
平成28年 3月23日	○男女共同参画審議会 ・第3次新潟市男女共同参画行動計画案への市民意見募集の結果報告
平成28年 3月	○第3次新潟市男女共同参画行動計画策定

■新潟市男女共同参画審議会委員

平成28年3月現在(氏名50音順 敬称略)

氏名	役職名等
阿部 マサ子	新潟市西蒲区農業委員
梅田 毅	新潟県警察本部生活安全部子供女性安全対策課 子供女性安全対策官
越智 敏夫	新潟国際情報大学国際学部教授
海津 裕子	公募委員
片元 彰	公募委員
指田 祐美	公募委員
佐藤 洋子	新潟日報社編集局報道部部長代理
○ 関島 香代子	新潟大学大学院保健学研究科准教授
高橋 直己	弁護士
野田 富子	にいがた女性会議代表
畠山 典子	新潟市立関屋小学校長
船山 昌代	連合新潟地域協議会副議長
松本 春美	新潟労働局雇用均等室長
若山 良夫	東北塗装工業(株)代表取締役社長
◎ 渡辺 聖	NPO法人ファザーリング・ジャパン会員

◎会長 ○会長代理
(平成27年12月まで) 渡辺 治(連合新潟地域協議会事務局次長)

○新潟市男女共同参画推進条例

平成17年3月18日
条例第9号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 推進体制等(第9条・第10条)

第3章 基本的施策(第11条—第21条)

第4章 苦情処理(第22条)

第5章 男女共同参画審議会(第23条)

第6章 雑則(第24条)

附則

我が国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、男女共同参画社会基本法の制定など、男女平等の実現に向けた取組が行われてきた。

わたしたちのまち新潟においても、早くから市民と行政がともに、女性の地位向上と実質的な男女平等を目指した取組を積極的に進めてきた。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度・慣行による不平等な取扱い、家庭や社会で弱い立場にある者に対する様々な暴力など、男女共同参画の推進を阻害する多くの課題が残されている。

こうした状況を踏まえ、豊かで活力のあるまちづくりを進めるためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が求められている。

わたしたちは、ここに、基本的な理念と責務を明らかにし、市と市民、事業者、市民団体の協働の下、市民一人一人が尊重され、男女がともにあらゆる分野に参画し、自分らしく生きることができるまち、新潟を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女平等な社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会について、男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学するすべての個人をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 市民団体 市内において自発的な社会活動を行う非営利の団体をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意に反して行われる性的な言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。
- (3) 男女が、性別にかかわらず、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を、両立して行うことができるようになること。
- (5) 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、自らの決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解

と協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者、市民団体、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念のっとり、男女共同参画についての理解を深め、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念のっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、職場における活動と家庭、地域等における活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、その活動に関し、基本理念のっとり、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、他の者に対し、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、配偶者等に対し、身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

第2章 推進体制等

(推進体制)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を進めるために、財政上の措置を含め、必要な体制を整備する

ものとする。

(行動計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ新潟市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者及び市民団体の意見を反映させるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画を変更する場合について準用する。

第3章 基本的施策

(審議会等への男女共同参画の機会確保)

第11条 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女の数の均衡を図るものとする。

(男女共同参画のための教育の推進)

第12条 市は、男女共同参画を推進するために、学校教育、社会教育など生涯にわたるあらゆる分野の教育において、必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活及び社会生活の両立支援)

第13条 市は、男女が家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を両立することができるように、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(市民及び市民団体への支援)

第14条 市は、市民及び市民団体が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(事業者等への支援)

第15条 市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うとともに、必要があると認めるときは、男女共同参画の状況について、報告を求め適切な措置を講ずるよう協力を求めるものとする。

2 市は、農林水産業、商工業その他の産業における自営業の男女共同参画を推進するため、これらに従事する家族等の男女に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(広報活動等)

第16条 市は、基本理念について市民、事業者及び市

民団体の啓発を図るため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第18条 市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及びその評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(施策策定に当たっての配慮)

第19条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(拠点施設)

第20条 市は、新潟市男女共同参画推進センター（新潟市万代市民会館条例(平成3年新潟市条例第5号)に基づき設置された施設をいう。）を、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、事業者及び市民団体による取組を支援するための拠点施設とする。

(相談への対応)

第21条 市民、事業者及び市民団体は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による人権侵害に関して、市に相談することができる。

2 市は、前項の規定による相談を受けたときは、関係機関等との連携の下に適切な措置を講ずるものとする。

第4章 苦情処理

(施策に関する苦情への対応)

第22条 市長の附属機関として、新潟市男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 市民、事業者及び市民団体は、市が実施する男女共同参画を推進する施策又は推進を阻害すると認められる施策についての苦情(以下「苦情」という。)がある場合は、市長に申し出ることができる。

3 苦情処理委員は、市長の諮問に応じ、苦情に関して調査を行い、市長に調査結果を付して意見を述べるものとする。

4 市長は、苦情処理委員の意見を聴いた上で、適切な措置を講ずるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、苦情処理に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

第5章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第23条 市長の附属機関として、新潟市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を答申すること。

(2) 男女共同参画の推進に関し、必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

3 前2項に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている新潟市男女共同参画行動計画は、第10条第1項の規定により策定された行動計画とみなす。

○男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年7月16日
法律第102号

同 11年12月22日
同 第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われな

ければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成

に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

- (1) 略
- (2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

○配偶者からの暴力の防止
及び被害者の保護等に関する法律
(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成26年4月23日法律第28号

目次

前 文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条—第5条)

第3章 被害者の保護(第6条—第9条の2)

第4章 保護命令(第10条—第22条)

第5章 雑則(第23条—第28条)

第5章の2 補則(第28条の2)

第6章 罰則(第29条・第30条)

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総 則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者

であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害

を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを

命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

- 第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。
- ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項

の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令に

あつては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職

務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑 則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補 則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰 則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害

者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成16年法律第64号]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成19年法律第113号] [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 [平成25年法律第72号] [抄]

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和54年12月18日 国連総会採択
昭和60年6月25日 日本批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるかを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利

を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確認し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確認すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も

差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、こ

の目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要

な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

- 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 家族給付についての権利
 - (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
 - (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正

規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかなるかを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに

類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の過半数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりく

じ引で選ばれる。

- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又

は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	新潟市の動き
1975 (昭和50年)	・ 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・ 「世界行動計画」採択	・ 婦人問題企画推進本部設置(総理府)		
1976 (昭和51年)	・ 国連婦人の十年(1976年～1985年)			
1977 (昭和52年)		・ 「国内行動計画」策定 ・ 国立婦人教育会館開館	・ 民生部青少年福祉課母子婦人係が婦人問題を担当 ・ 婦人問題庁内連絡会議設置	
1979 (昭和54年)	・ 国連「女子差別撤廃条約」採択			
1980 (昭和55年)	・ 「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)	・ 「女子差別撤廃条約」署名	・ 婦人問題推進協議会設置	
1981 (昭和56年)	・ 「女子差別撤廃条約」発効			
1983 (昭和58年)				・ 市民部生活課に婦人問題総合窓口設置
1984 (昭和59年)				・ 婦人問題庁内連絡会議設置
1985 (昭和60年)	・ 「国連婦人の十年」世界会議(ナイロビ) ・ 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・ 「国籍法」改正 ・ 「男女雇用機会均等法」公布 ・ 「女子差別撤廃条約」批准	・ 青少年福祉課を婦人青少年課に改称 ・ 「新潟県婦人対策の方向」策定(昭和60～70年度)	・ 第1回にいがた女性大会開催
1987 (昭和62年)		・ 「西暦2000年に向けての国内行動計画」策定		・ 新潟市女性行動計画策定懇話会設置 ・ 婦人政策室設置
1988 (昭和63年)				・ 「新潟市女性行動計画」策定
1989 (平成元年)				・ 新潟市女性行動計画推進会議設置
1990 (平成2年)	・ 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・ 婦人青少年課に婦人係を設置	
1991 (平成3年)		・ 「育児休業法」公布	・ 婦人青少年課を女性児童課に改め、女性政策推進室を設置 ・ 新潟県女性問題協議会を設置	・ 市民部に女性政策課設置 ・ 女性センター開館 ・ 新潟市女性行動計画懇話会設置
1992 (平成4年)		・ 婦人問題担当大臣任命	・ 「にいがたオアシス女性プラン」策定	・ 「新潟市女性行動計画」第1次改定 ・ 女性政策課を総務部に移管
1993 (平成5年)			・ 財団法人新潟県女性財団設立	
1994 (平成6年)		・ 男女共同参画室設置(総理府) ・ 男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置		
1995 (平成7年)	・ 第4回世界女性会議(北京) ・ 「北京宣言及び行動綱領」採択	・ 「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)		・ 日本女性会議95にいがた開催
1996 (平成8年)		・ 男女共同参画推進連絡会議(えがりてネットワーク)発足 ・ 「男女共同参画2000年プラン」策定	・ 「ニューにいがた女性プラン」策定 ・ 女性児童課を改組し、環境生活部に女性政策課を設置 ・ 新潟ユニゾンプラザ内に女性センター開館	・ 新潟市女性行動計画懇話会設置 ・ 女性フォーラムinにいがた'96開催

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	新潟市の動き
1997 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布 		<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟市女性行動計画」第2次改定
1998 (平成10年)				<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市男女共同参画審議会設置「男女共同参画の促進に関する新潟市行動計画の策定について」諮問
1999 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行(女性の参画の促進を規定) 		<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市男女共同参画審議会が中間報告提出
2000 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」閣議決定 		<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市男女共同参画審議会が、「一人ひとりが働きやすく住みやすい新潟のために～新潟市男女共同参画行動計画」答申
2001 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議、男女共同参画局設置(内閣府) ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「一人ひとりが働きやすく住みやすい新潟のために～新潟市男女共同参画行動計画」策定 ・女性政策課を男女共同参画課に改称 ・新潟市男女共同参画行動計画推進会議設置
2002 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」制定 ・県民生活・環境部男女平等社会推進課に改称 ・男女平等社会推進審議会設置 ・男女平等推進相談室開設 	
2003 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「少子化対策基本法」公布、施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 		
2004 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「育児・介護休業法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画を促進する条例の基本的事項について」諮問 ・条例案中間報告パブリックコメント実施 ・「男女共同参画を促進する条例の基本的事項について」答申
2005 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟市男女共同参画推進条例」制定 ・男女共同参画施策に関する苦情処理委員を設置 ・新潟市男女共同参画推進会議設置 ・女性センターを男女共同参画推進センターに改称
2006 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」策定 ・「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」策定 ・「ハッピー・パートナー企業」登録制度開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟市男女共同参画行動計画第2次実施計画」策定

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	新潟市の動き
2007 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟県ワーク・ライフ・バランス推進共同宣言」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画課を市民生活部に移管 ・政令指定都市に移行し、各区に男女共同参画地域推進員を配置 ・外部委員による行動計画事業評価開始
2008 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 		
2009 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議 ・「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」改定 	「男女共同参画に関する基礎調査」実施
2010 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 		
2011 (平成23年)				<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次新潟市男女共同参画行動計画」策定 ・「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」策定
2012 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市配偶者暴力相談支援センター開設
2013 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> ・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」策定 	
2014 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)に「女性が輝く社会の実現」を掲げた。 ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo2014)開催 		「男女共同参画に関する基礎調査」実施
2015 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク) ・第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」改定 	
2016 (平成28年)				<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次新潟市男女共同参画行動計画」策定 ・「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」改定

参考資料

第3次新潟市男女共同参画行動計画

平成28年3月

新潟市市民生活部男女共同参画課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL 025-226-1061 FAX 025-228-2219

E-mail danjo@city.niigata.lg.jp

